

工作物石綿事前調査者講習標準テキスト

新旧対照表

第1講座

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
1-1 16行目	1.1.1 石綿事前 調査者制度	2003（平成15）年には、 <u>労働安全衛生法施行令（安衛令）</u> が改正され（2004（平成16）年施行）、石綿含有率1重量パーセントを超える主な製品の製造等が禁止、一般的に市井で建設材料として利用されていた石綿含有製品については、この時点で非石綿製品となった。さらに、2006（平成18）年の <u>安衛令</u> の改正・施行により、代替品を得られないごく一部の製品を除き、石綿含有率0.1重量パーセントを超える製品の製造等が禁止された。	2003（平成15）年には、 <u>労働安全衛生法施行令（以下「安衛法施行令」という。）</u> が改正され（2004（平成16）年施行）、石綿含有率1重量パーセントを超える主な製品の製造等が禁止、一般的に市井で建設材料として利用されていた石綿含有製品については、この時点で非石綿製品となった。さらに、2006（平成18）年の <u>安衛法施行令</u> の改正・施行により、代替品を得られないごく一部の製品を除き、石綿含有率0.1重量パーセントを超える製品の製造等が禁止された。
1-2 5行目	1.1.1 石綿事前 調査者制度	2018（平成30）年に、 <u>石綿障害予防規則と大気汚染防止法</u> に関する改修・解体工事前の事前調査に求められる知識や技能も建築物石綿含有建材調査者（以下「調査者」）として共通の内容が多く、今後、石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事の増加が見込まれる状況を踏まえ、 <u>現行</u> の講習制度に関する告示を廃止し、新たに3省共管（厚生労働省、環境省、国土交通省）の講習制度に関する告示を制定した。	2018（平成30）年に、 <u>石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）と大気汚染防止法（以下「大防法」という。）</u> に関する改修・解体工事前の事前調査に求められる知識や技能も建築物石綿含有建材調査者（以下「調査者」という。）として共通の内容が多く、今後、石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事の増加が見込まれる状況を踏まえ、 <u>当時</u> の講習制度に関する告示を廃止し、新たに3省共管（厚生労働省、環境省、国土交通省）の講習制度に関する告示を制定した。
1-2 10行目	1.1.1 石綿事前 調査者制度	2023（令和5）年10月に、 <u>石綿障害予防規則と大気汚染防止法</u> の一部改正により、事前調査のうち、建築物に係るものについては、必要な知識を有する者として建築物石綿含有建材調査	2023（令和5）年10月に、 <u>石綿則と大防法</u> の一部改正により、事前調査のうち、建築物に係るものについては、必要な知識を有する者として建築物石綿含有建材調査者（ <u>特定建築物石</u>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
		<p>者（<u>特定、一般、一戸建て</u>）またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者（<u>一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者等</u>）が行うことが義務化された。</p>	<p><u>綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者</u>）またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者（<u>令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者</u>）が行うことが義務化された。</p>
1-2 20行目	1.1.1 石綿事前 調査者制度	<p>そこで、<u>2026（令和8）年1月より、石綿障害予防規則と大気汚染防止法の一部改正により、事前調査のうち、工作物に係るものについては、必要な知識を有する者として工作物石綿事前調査者またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者が行うことが義務化された。</u></p>	<p>2026（令和8）年1月より、<u>石綿則と大防法の一部改正により、事前調査のうち、工作物に係るものについては、必要な知識を有する者として工作物石綿事前調査者またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者が行うことが義務化された。</u></p>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新															
1-3 5行目	表 1.1 工作物の分類	<p style="text-align: center;">表 1.1 工作物の分類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">対象工作物</th> <th style="width: 40%;">事前調査の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定工作物告示 (令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)</td> <td> <p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <p>○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く</p> <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>【注】建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p> </td> <td> <p>工作物石綿事前調査者</p> <p>工作物石綿事前調査者</p> <p>一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p> </td> </tr> <tr> <td>その他工作物</td> <td> <p>【上記以外の工作物】 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。（エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）</p> <p>【注】資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。</p> </td> <td> <p>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業（※）に係る事前調査については、工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※塗料の剥離、補修された耐火モルタルや下地調整材などを使用した基礎の解体等を行う場合</p>	区分	対象工作物	事前調査の資格	特定工作物告示 (令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)	<p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <p>○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く</p> <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>【注】建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p>	<p>工作物石綿事前調査者</p> <p>工作物石綿事前調査者</p> <p>一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>	その他工作物	<p>【上記以外の工作物】 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。（エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）</p> <p>【注】資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。</p>	<p>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業（※）に係る事前調査については、工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>	<p style="text-align: center;">表 1.1 工作物の分類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">対象工作物</th> <th style="width: 40%;">事前調査の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定工作物告示 (令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)</td> <td> <p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <p>○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く</p> <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>【注】建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p> </td> <td> <p>工作物石綿事前調査者</p> <p>・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象工作物	事前調査の資格	特定工作物告示 (令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)	<p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <p>○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く</p> <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>【注】建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p>	<p>工作物石綿事前調査者</p> <p>・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p>
区分	対象工作物	事前調査の資格																
特定工作物告示 (令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)	<p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <p>○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く</p> <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>【注】建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p>	<p>工作物石綿事前調査者</p> <p>工作物石綿事前調査者</p> <p>一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>																
その他工作物	<p>【上記以外の工作物】 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。（エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）</p> <p>【注】資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。</p>	<p>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業（※）に係る事前調査については、工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>																
区分	対象工作物	事前調査の資格																
特定工作物告示 (令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物 (石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物)	<p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <p>○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く</p> <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）</p> <p>【注】建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p>	<p>工作物石綿事前調査者</p> <p>・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p>																

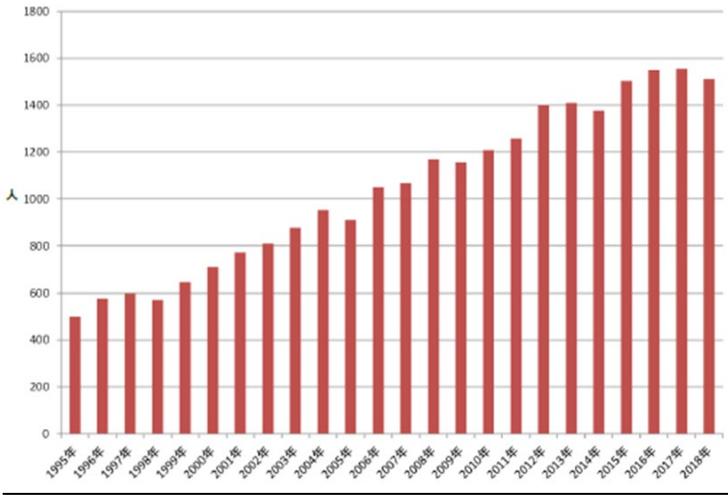
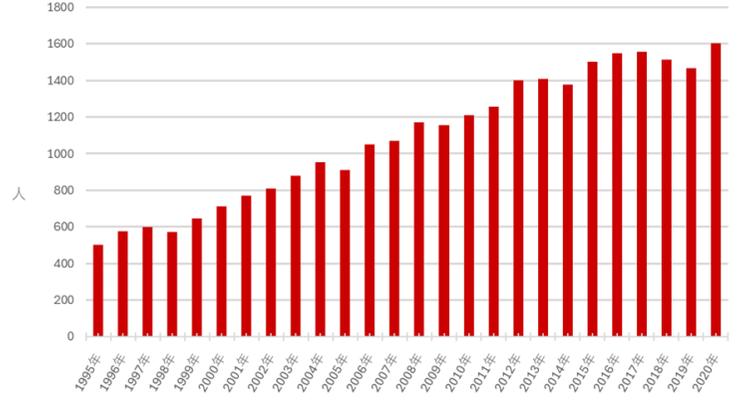
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
			<p>その他工作物</p> <p>【上記以外の工作物】 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。(エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物(作業用足場等)、遊戯施設(遊園地の観覧車等)等)</p> <p>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業(※)に係る事前調査については、 ・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p> <p>※塗料の剥離、補修された耐火モルタルや下地調整材などを使用した基礎の解体等を行う場合</p>
1-4 3行目	1.1.1 石綿事前調査者制度 <報告対象となる工作物(特定工作物)>	<p><報告対象となる工作物(特定工作物)></p> <p>①反応槽</p> <p>②加熱炉</p> <p>③ボイラー・圧力容器</p> <p>④焼却設備</p> <p>⑤発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)</p> <p>⑥配電設備</p> <p>⑦変電設備</p> <p>⑧送電設備(ケーブルを含む。)</p> <p>⑨配管(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)</p> <p>⑩貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)</p>	<p><報告対象となる工作物(特定工作物)></p> <p>①反応槽</p> <p>②加熱炉</p> <p>③ボイラー・圧力容器</p> <p>④焼却設備</p> <p>⑤発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)</p> <p>⑥配電設備</p> <p>⑦変電設備</p> <p>⑧送電設備(ケーブルを含む。)</p> <p>⑨配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)</p> <p>⑩貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)</p>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
		⑪煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫トンネルの天井板 ⑬プラットホームの上家 ⑭遮音壁 ⑮軽量盛り土保護パネル ⑯ <u>鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に 付属している土木構造</u> ⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを 除く。）	⑪煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫トンネルの天井板 ⑬プラットホームの上家 ⑭遮音壁 ⑮軽量盛土保護パネル ⑯ <u>鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板</u> ⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを 除く。）
1-4 23行目	1.1.1 石綿事前 調査者制度 ＜報告対象と なる工作物（特 定工作物）＞ ①～⑰の後		<p><u>なお、各工作物の具体的な範囲については、以下の通り整理される。</u></p> <p>②加熱炉：工業炉のことであり、日本標準商品分類の工業炉(435)に属するもの。ただし、耐火物で覆われた加熱室を有しないもの、及び加熱される空間が耐火物または絶縁物で覆われた構造物を有しないものは除く。</p> <p>③ボイラー・圧力容器：安衛法施行令第1条第3号で規定するボイラー、同条第4号で規定する小型ボイラー、同条第5号で規定する第一種圧力容器、同条第6号で規定する小型圧力容器、同条第7号で規定する第二種圧力容器並びに同施行令第13条第3項第25号で規定する簡易ボイラー及び同条第26号・第27号で規定する容器に該当するもの。</p>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
			<p>④焼却設備：廃棄物焼却設備の場合、施設全体が適用範囲となるが、付随する煙突は「⑪煙突」と整理される。</p> <p>⑧送電設備：送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告があるため、対象に含まれる。</p> <p>⑨配管設備：農業用パイプラインや下水道管は含まれ、上水道管は除かれる。</p> <p>⑫トンネルの天井板：トンネルには鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）は含まない。</p> <p>⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）：「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第2項第1号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいう。</p>
1-4 23行目	1.1.1 石綿事前 調査者制度 ＜報告対象となる 工作物（特定工作物）＞ ①～⑰の後	特定工作物は、「建築物とは構造や石綿含有資材が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物」と、「建築物一体設備等」の2種類に分類される。「建築物とは構造や石綿含有資材が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物」は、工作物石綿事前調査の資格を有する者による事前調査が必要となる。	特定工作物は、「建築物とは構造や石綿含有資材が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物」と、「建築物一体設備等」の2種類に分類される。「建築物とは構造や石綿含有資材が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物」は、工作物石綿事前調査の資格を有する者による事前調査が必要となる。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
		<p>本テキストでは、工作物を設備ごとの類似性から炉設備、電気設備、<u>配管・貯蔵</u>、<u>建築物一体設備</u>、<u>その他工作物</u>の計5つのグループに分け、各工作物で使用されている資材の種類や使用箇所、調査方法を解説する。</p>	<p>本テキストでは、工作物を設備ごとの類似性から炉設備、電気設備、<u>配管・貯蔵設備</u>、<u>建築物一体設備等</u>、<u>その他の工作物</u>の計5つのグループに分け、各工作物で使用されている資材の種類や使用箇所、調査方法を解説する。</p>
1-4 33行目	1.1.2 工作物石綿事前調査	<p>調査は設計図書等の文書を確認する方法（以下「<u>書面調査</u>」）と、目視による調査（以下「<u>目視調査</u>」）を実施した後に、石綿等の使用の有無が明らかにならなかったときは、石綿等の使用の有無について、石綿含有とみなす場合を除き、分析による調査（以下「<u>分析調査</u>」）などによる判断根拠が必要となる。</p>	<p>調査は設計図書等の文書を確認する方法（以下「<u>書面調査</u>」という。）と、目視による調査（以下「<u>目視調査</u>」という。）を実施した後に、石綿等の使用の有無が明らかにならなかったときは、石綿等の使用の有無について、石綿含有とみなす場合を除き、分析による調査（以下「<u>分析調査</u>」という。）などによる判断根拠が必要となる。</p>
1-6 6行目	1.2.1 石綿の定義	<p>日本では、<u>石綿障害予防規則</u>における「石綿等」を、「石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」（<u>労働安全衛生法施行令第6条23号</u>）としている（石綿等は部材単位で算定する）。</p>	<p>日本では、<u>石綿則</u>における「石綿等」を、「石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」（<u>安衛法施行令第6条23号</u>）としている（石綿等は部材単位で算定する）。</p>
1-8 29行目	1.2.3 石綿の物性と用途	<p>鉍脈としては小規模であったが、第二次世界大戦前後は国内でも石綿鉍脈を採掘していた鉍山跡が全国にある。鉍脈付近では採鉍くずなども残留している可能性がある。<u>資材</u>として使用された石綿以外でも鉍脈付近の山岳工事などでは石綿を含む岩石（掘削ずり）と遭遇することもあり、環境対策とばく露対策が必要となる場合もある。</p> <p>石綿はいろいろな用途に合わせ、さまざまな<u>資材</u>に使用されている。その<u>すべての資材</u>について一つ一つ解説することは極めて困難である。一方、石綿含有<u>資材</u>はその飛散性の観点から現行の</p>	<p>鉍脈としては小規模であったが、第二次世界大戦前後は国内でも石綿鉍脈を採掘していた鉍山跡が全国にある。鉍脈付近では採鉍くずなども残留している可能性がある。<u>建材・資材</u>として使用された石綿以外でも鉍脈付近の山岳工事などでは石綿を含む岩石（掘削ずり）と遭遇することもあり、環境対策とばく露対策が必要となる場合もある。</p> <p>石綿はいろいろな用途に合わせ、さまざまな<u>建材・資材</u>に使用されている。その<u>すべてについて</u>一つ一つ解説することは極めて困難である。一方、石綿含有<u>建材・資材</u>はその飛散性の観点から</p>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
		<p>法規制などとの整合性も高い「レベル1～3」の<u>資材</u>、石綿含有仕上塗材として便宜的に分類され、一般にこの分類が活用されている。</p> <p>レベル1は、もっとも飛散性の高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれる。次いで飛散性が高いレベル2には石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材が分類される。煙突断熱材などはこのカテゴリーに含まれる。レベル3はそれ以外の石綿含有<u>資材</u>が分類されるが、主にスレートや岩綿吸音板などの成形された内外装の仕上げ<u>資材</u>が多く、その製品は他種類に亘っている。また、2020（令和2）年の大防法、石綿則の一部改正に伴い、外装、内装に使用された石綿含有仕上塗材はレベル1～3の別枠として扱われる。それぞれの分類について表1.3に示す。</p>	<p>現行の法規制などとの整合性も高い「レベル1～3」の<u>建材・資材</u>、石綿含有仕上塗材として便宜的に分類され、一般にこの分類が活用されている。</p> <p>レベル1は、もっとも飛散性の高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれる。次いで飛散性が高いレベル2には石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材が分類される。煙突断熱材などはこのカテゴリーに含まれる。レベル3はそれ以外の石綿含有<u>建材・資材</u>が分類されるが、主にスレートや岩綿吸音板などの成形された内外装の仕上げ<u>建材・資材</u>が多く、その製品は他種類に亘っている。また、2020（令和2）年の大防法、石綿則の一部改正に伴い、外装、内装に使用された石綿含有仕上塗材はレベル1～3の別枠として扱われる。それぞれの分類について表1.3に示す。</p>
1-9 9行目	「表 1.3 資材の種類などによるレベル分類」の出典	出典：「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル <u>2021.3</u> 」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局 <u>大気環境課</u> ）P76	出典：「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル <u>令和3年3月（令和7年3月訂正事項を反映）</u> 」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局 <u>環境管理課</u> ）P78
1-9 12行目	1.2.3 石綿の物性と用途	石綿含有 <u>資材</u> に関して整理した資料の一つに国土交通省が公開している「目で見えるアスベスト建材」がある。	石綿含有 <u>建材・資材</u> に関して整理した資料の一つに国土交通省が公開している「目で見えるアスベスト建材」がある。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
1-11 8行目	図 1.6 日本の人口動態統計による中皮腫死亡者数の推移	 <p>出典：「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 2021.3」(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課) P 12</p> <p>図 1.6 日本の人口動態統計による中皮腫死亡者数の推移(1995-2018)</p>	 <p>出典：厚生労働省「都道府県（特別区－指定都市再掲）別にみた中皮腫による死亡数の年次推移（平成7年～令和2年）人口動態統計（確定数）より」のデータを基に作成</p> <p>図 1.6 日本の人口動態統計による中皮腫死亡者数の推移(1995-2020)</p>
1-14 5行目	1.3.2 石綿のリスク	<p>これまでみてきたように、石綿は強力な発がん物質であり、現実の被害を発生させており、その被害は直接石綿を業務で取り扱う労働者だけではなく、石綿含有建材が使用されている建築物内に滞在する建物の利用者や石綿含有資材が使用されている工作物内で業務を行う労働者、そして、改修、解体工事により飛散事項を起こした場合などに周辺住民にも被害がおよぶおそれがある。</p>	<p>これまでみてきたように、石綿は強力な発がん物質であり、現実の被害を発生させており、その被害は直接石綿を業務で取り扱う労働者だけではなく、石綿含有建材が使用されている建築物内に滞在する建物の利用者や石綿含有資材が使用されている工作物内で業務を行う労働者、そして、改修、解体工事により飛散事故を起こした場合などに周辺住民にも被害がおよぶおそれがある。</p>
1-14	1.3.2 石綿のリスク	<p>そのため、厚生労働省（<u>労働安全衛生法</u>と<u>石綿障害予防規則</u>）、</p>	<p>そのため、厚生労働省（<u>労働安全衛生法</u>（以下「安衛法」という。）</p>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																																																						
6行目	スク	国土交通省（建築基準法）、環境省（ <u>大気汚染防止法</u> ）の3省がそれぞれの立場で規制している。	と石綿則）、国土交通省（建築基準法）、環境省（ <u>大防法</u> ）の3省がそれぞれの立場で規制している。																																																																						
1-15 5行目	② 環境によるばく露（環境ばく露）	2021（令和3）年末までに <u>17,742</u> 人が認定され、支給を受けている（表 1.5）。	2024（令和6）年末までに <u>26,334</u> 人が認定され、支給を受けている（表 1.5）。																																																																						
1-15 8行目	表 1.5 石綿健康被害救済法による認定状況	<p>表 1.5 石綿健康被害救済法による認定状況（2006～2022年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中皮腫</th> <th>肺がん</th> <th>石綿肺</th> <th>びまん性胸膜肥厚</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定</td> <td><u>14,828</u></td> <td><u>2,584</u></td> <td><u>86</u></td> <td><u>244</u></td> <td>-</td> <td><u>17,742</u></td> </tr> <tr> <td>不認定</td> <td><u>1,165</u></td> <td><u>1,588</u></td> <td><u>482</u></td> <td><u>439</u></td> <td><u>127</u></td> <td><u>3,801</u></td> </tr> <tr> <td>取下げ</td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>529</u></td> <td><u>29</u></td> <td><u>14</u></td> <td><u>89</u></td> <td><u>1,661</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>16,993</u></td> <td><u>4,701</u></td> <td><u>597</u></td> <td><u>697</u></td> <td><u>216</u></td> <td><u>23,204</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>環境再生保全機構「石綿健康被害救済法に基づく受付及び認定等の状況」</p>		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計	認定	<u>14,828</u>	<u>2,584</u>	<u>86</u>	<u>244</u>	-	<u>17,742</u>	不認定	<u>1,165</u>	<u>1,588</u>	<u>482</u>	<u>439</u>	<u>127</u>	<u>3,801</u>	取下げ	<u>1,000</u>	<u>529</u>	<u>29</u>	<u>14</u>	<u>89</u>	<u>1,661</u>	計	<u>16,993</u>	<u>4,701</u>	<u>597</u>	<u>697</u>	<u>216</u>	<u>23,204</u>	<p>表 1.5 石綿健康被害救済法による認定状況（2006～2024年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中皮腫</th> <th>肺がん</th> <th>石綿肺</th> <th>びまん性胸膜肥厚</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定</td> <td><u>16,699</u></td> <td><u>3,034</u></td> <td><u>92</u></td> <td><u>291</u></td> <td>-</td> <td><u>20,116</u></td> </tr> <tr> <td>不認定</td> <td><u>1,307</u></td> <td><u>1,845</u></td> <td><u>626</u></td> <td><u>580</u></td> <td><u>127</u></td> <td><u>4,485</u></td> </tr> <tr> <td>取下げ</td> <td><u>1,045</u></td> <td><u>551</u></td> <td><u>32</u></td> <td><u>16</u></td> <td><u>89</u></td> <td><u>1,733</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>19,051</u></td> <td><u>5,430</u></td> <td><u>750</u></td> <td><u>887</u></td> <td><u>216</u></td> <td><u>26,334</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>環境再生保全機構「石綿健康被害救済法に基づく受付及び認定等の状況」</p>		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計	認定	<u>16,699</u>	<u>3,034</u>	<u>92</u>	<u>291</u>	-	<u>20,116</u>	不認定	<u>1,307</u>	<u>1,845</u>	<u>626</u>	<u>580</u>	<u>127</u>	<u>4,485</u>	取下げ	<u>1,045</u>	<u>551</u>	<u>32</u>	<u>16</u>	<u>89</u>	<u>1,733</u>	計	<u>19,051</u>	<u>5,430</u>	<u>750</u>	<u>887</u>	<u>216</u>	<u>26,334</u>
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計																																																																			
認定	<u>14,828</u>	<u>2,584</u>	<u>86</u>	<u>244</u>	-	<u>17,742</u>																																																																			
不認定	<u>1,165</u>	<u>1,588</u>	<u>482</u>	<u>439</u>	<u>127</u>	<u>3,801</u>																																																																			
取下げ	<u>1,000</u>	<u>529</u>	<u>29</u>	<u>14</u>	<u>89</u>	<u>1,661</u>																																																																			
計	<u>16,993</u>	<u>4,701</u>	<u>597</u>	<u>697</u>	<u>216</u>	<u>23,204</u>																																																																			
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計																																																																			
認定	<u>16,699</u>	<u>3,034</u>	<u>92</u>	<u>291</u>	-	<u>20,116</u>																																																																			
不認定	<u>1,307</u>	<u>1,845</u>	<u>626</u>	<u>580</u>	<u>127</u>	<u>4,485</u>																																																																			
取下げ	<u>1,045</u>	<u>551</u>	<u>32</u>	<u>16</u>	<u>89</u>	<u>1,733</u>																																																																			
計	<u>19,051</u>	<u>5,430</u>	<u>750</u>	<u>887</u>	<u>216</u>	<u>26,334</u>																																																																			
1-16 2行目	① ばく露量と石綿濃度	測定方法は、環境中の空気をフィルターに <u>過させる</u> ことによって、石綿をそれ以外の粉じんとともに捕集し、フィルター上の繊維状粒子を位相差顕微鏡により分析者が計数する「位相差顕微鏡法」が広く普及している。	測定方法は、環境中の空気をフィルターに <u>通過させる</u> ことによって、石綿をそれ以外の粉じんとともに捕集し、フィルター上の繊維状粒子を位相差顕微鏡により分析者が計数する「位相差顕微鏡法」が広く普及している。																																																																						
1-16 23行目	② 敷地境界濃度と環境濃度	<u>労働安全衛生法</u> に基づく作業環境測定では、その評価のための管理濃度（0.15f/mL）が定められている。	<u>安衛法</u> に基づく作業環境測定では、その評価のための管理濃度（0.15f/mL）が定められている。																																																																						
1-16 24行目	② 敷地境界濃度と環境濃度	また、公的な基準ではないが、日本産業衛生学会では、許容濃度として0.15f/mL（クリソタイルのみのばく露）、0.03f/mL（角閃石族石綿を含むばく露）を勧告している。許容濃度は、石綿作業に従事する労働者が労働現場での生涯ばく露を受けたときに、中	また、日本産業衛生学会では、過剰発がん生涯リスクレベル（10 ³ ）に対応する濃度レベルの評価値として0.15f/mL（クリソタイルのみの時）、0.03f/mL（クリソタイル以外の石綿繊維を含む時）を示している。なお、過剰発がん生涯リスクレベル及び評価値は、																																																																						

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																																																																																																																																																																																
		<p>皮腫と肺がんの発がんリスクが 1/1,000、つまり 1,000 人にひとりが発がんする濃度である。生涯ばく露とは、その濃度で 50 年間にばく露することを意味している。</p>	<p>労働衛生について十分な知識と経験をもった人々が発がん物質の労働衛生管理を行うための参考値である。</p>																																																																																																																																																																																																
1-16 29 行目		<p>大気汚染防止法では、特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（敷地境界基準）が定められており、その値は 10f/L である。</p>	<p>大防法では、特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（敷地境界基準）が定められており、その値は 10f/L である。</p>																																																																																																																																																																																																
1-16 33 行目	② 敷地境界濃度と環境濃度	<p>また、一般に職業ばく露の方が、環境ばく露よりも石綿濃度が高いために、職業ばく露の単位は f/mL、環境ばく露の単位は 10f/L を使用するのが一般的である。</p>	<p>また、一般に職業ばく露の方が、環境ばく露よりも石綿濃度が高いために、職業ばく露の単位は f/mL、環境ばく露の単位は f/L を使用するのが一般的である。</p>																																																																																																																																																																																																
1-19 10 行目	<p>図 1.7 労働災害死亡者数と石綿による肺がん・中皮腫の労災認定件数の推移</p>	<p>図 1.7 労働災害死亡者数と石綿による肺がん・中皮腫の労災認定件数の推移</p> <p>この棒グラフは、1999年から2019年までの労働災害死亡者数と石綿による肺がん・中皮腫の労災認定件数を示しています。縦軸は人数（人）で0から2,500まで表示されています。横軸は年（年）で1999年から2019年まで表示されています。データは以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>労働災害死亡者数</th> <th>石綿による肺がんと中皮腫の労災認定者数（全産業）</th> <th>石綿による肺がんと中皮腫の労災認定者数（建設業）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1999</td><td>2000</td><td>10</td><td>0</td></tr> <tr><td>2000</td><td>1900</td><td>20</td><td>0</td></tr> <tr><td>2001</td><td>1800</td><td>30</td><td>0</td></tr> <tr><td>2002</td><td>1700</td><td>40</td><td>0</td></tr> <tr><td>2003</td><td>1650</td><td>50</td><td>0</td></tr> <tr><td>2004</td><td>1600</td><td>60</td><td>0</td></tr> <tr><td>2005</td><td>1550</td><td>70</td><td>0</td></tr> <tr><td>2006</td><td>1500</td><td>180</td><td>80</td></tr> <tr><td>2007</td><td>1400</td><td>1000</td><td>500</td></tr> <tr><td>2008</td><td>1300</td><td>1000</td><td>500</td></tr> <tr><td>2009</td><td>1250</td><td>1000</td><td>500</td></tr> <tr><td>2010</td><td>1200</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2011</td><td>2400</td><td>950</td><td>480</td></tr> <tr><td>2012</td><td>1100</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2013</td><td>1050</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2014</td><td>1000</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2015</td><td>950</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2016</td><td>900</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2017</td><td>850</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2018</td><td>800</td><td>1000</td><td>500</td></tr> <tr><td>2019</td><td>750</td><td>950</td><td>480</td></tr> </tbody> </table>	年	労働災害死亡者数	石綿による肺がんと中皮腫の労災認定者数（全産業）	石綿による肺がんと中皮腫の労災認定者数（建設業）	1999	2000	10	0	2000	1900	20	0	2001	1800	30	0	2002	1700	40	0	2003	1650	50	0	2004	1600	60	0	2005	1550	70	0	2006	1500	180	80	2007	1400	1000	500	2008	1300	1000	500	2009	1250	1000	500	2010	1200	900	450	2011	2400	950	480	2012	1100	900	450	2013	1050	900	450	2014	1000	900	450	2015	950	900	450	2016	900	900	450	2017	850	900	450	2018	800	1000	500	2019	750	950	480	<p>この棒グラフは、1999年から2023年までの労働災害死亡者数と石綿による肺がん・中皮腫の労災認定件数を示しています。縦軸は人数（人）で0から2,500まで表示されています。横軸は年（年）で1999年から2023年まで表示されています。データは以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>労働災害死亡者数</th> <th>石綿による肺がんと中皮腫の労災認定者数（全産業）</th> <th>石綿による肺がんと中皮腫の労災認定者数（建設業）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1999</td><td>2000</td><td>10</td><td>0</td></tr> <tr><td>2000</td><td>1900</td><td>20</td><td>0</td></tr> <tr><td>2001</td><td>1800</td><td>30</td><td>0</td></tr> <tr><td>2002</td><td>1700</td><td>40</td><td>0</td></tr> <tr><td>2003</td><td>1650</td><td>50</td><td>0</td></tr> <tr><td>2004</td><td>1600</td><td>60</td><td>0</td></tr> <tr><td>2005</td><td>1550</td><td>70</td><td>0</td></tr> <tr><td>2006</td><td>1500</td><td>180</td><td>80</td></tr> <tr><td>2007</td><td>1400</td><td>1000</td><td>500</td></tr> <tr><td>2008</td><td>1300</td><td>1000</td><td>500</td></tr> <tr><td>2009</td><td>1250</td><td>1000</td><td>500</td></tr> <tr><td>2010</td><td>1200</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2011</td><td>2400</td><td>950</td><td>480</td></tr> <tr><td>2012</td><td>1100</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2013</td><td>1050</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2014</td><td>1000</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2015</td><td>950</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2016</td><td>900</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2017</td><td>850</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2018</td><td>800</td><td>1000</td><td>500</td></tr> <tr><td>2019</td><td>750</td><td>950</td><td>480</td></tr> <tr><td>2020</td><td>700</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2021</td><td>650</td><td>900</td><td>450</td></tr> <tr><td>2022</td><td>600</td><td>1000</td><td>500</td></tr> <tr><td>2023</td><td>550</td><td>950</td><td>480</td></tr> </tbody> </table>	年	労働災害死亡者数	石綿による肺がんと中皮腫の労災認定者数（全産業）	石綿による肺がんと中皮腫の労災認定者数（建設業）	1999	2000	10	0	2000	1900	20	0	2001	1800	30	0	2002	1700	40	0	2003	1650	50	0	2004	1600	60	0	2005	1550	70	0	2006	1500	180	80	2007	1400	1000	500	2008	1300	1000	500	2009	1250	1000	500	2010	1200	900	450	2011	2400	950	480	2012	1100	900	450	2013	1050	900	450	2014	1000	900	450	2015	950	900	450	2016	900	900	450	2017	850	900	450	2018	800	1000	500	2019	750	950	480	2020	700	900	450	2021	650	900	450	2022	600	1000	500	2023	550	950	480
年	労働災害死亡者数	石綿による肺がんと中皮腫の労災認定者数（全産業）	石綿による肺がんと中皮腫の労災認定者数（建設業）																																																																																																																																																																																																
1999	2000	10	0																																																																																																																																																																																																
2000	1900	20	0																																																																																																																																																																																																
2001	1800	30	0																																																																																																																																																																																																
2002	1700	40	0																																																																																																																																																																																																
2003	1650	50	0																																																																																																																																																																																																
2004	1600	60	0																																																																																																																																																																																																
2005	1550	70	0																																																																																																																																																																																																
2006	1500	180	80																																																																																																																																																																																																
2007	1400	1000	500																																																																																																																																																																																																
2008	1300	1000	500																																																																																																																																																																																																
2009	1250	1000	500																																																																																																																																																																																																
2010	1200	900	450																																																																																																																																																																																																
2011	2400	950	480																																																																																																																																																																																																
2012	1100	900	450																																																																																																																																																																																																
2013	1050	900	450																																																																																																																																																																																																
2014	1000	900	450																																																																																																																																																																																																
2015	950	900	450																																																																																																																																																																																																
2016	900	900	450																																																																																																																																																																																																
2017	850	900	450																																																																																																																																																																																																
2018	800	1000	500																																																																																																																																																																																																
2019	750	950	480																																																																																																																																																																																																
年	労働災害死亡者数	石綿による肺がんと中皮腫の労災認定者数（全産業）	石綿による肺がんと中皮腫の労災認定者数（建設業）																																																																																																																																																																																																
1999	2000	10	0																																																																																																																																																																																																
2000	1900	20	0																																																																																																																																																																																																
2001	1800	30	0																																																																																																																																																																																																
2002	1700	40	0																																																																																																																																																																																																
2003	1650	50	0																																																																																																																																																																																																
2004	1600	60	0																																																																																																																																																																																																
2005	1550	70	0																																																																																																																																																																																																
2006	1500	180	80																																																																																																																																																																																																
2007	1400	1000	500																																																																																																																																																																																																
2008	1300	1000	500																																																																																																																																																																																																
2009	1250	1000	500																																																																																																																																																																																																
2010	1200	900	450																																																																																																																																																																																																
2011	2400	950	480																																																																																																																																																																																																
2012	1100	900	450																																																																																																																																																																																																
2013	1050	900	450																																																																																																																																																																																																
2014	1000	900	450																																																																																																																																																																																																
2015	950	900	450																																																																																																																																																																																																
2016	900	900	450																																																																																																																																																																																																
2017	850	900	450																																																																																																																																																																																																
2018	800	1000	500																																																																																																																																																																																																
2019	750	950	480																																																																																																																																																																																																
2020	700	900	450																																																																																																																																																																																																
2021	650	900	450																																																																																																																																																																																																
2022	600	1000	500																																																																																																																																																																																																
2023	550	950	480																																																																																																																																																																																																
1-19 14 行目	1.3.4 建物内における気中石	<p>石綿含有資材からは石綿の飛散のおそれがある。石綿の飛散量は資材の種類や使用方法、劣化状況など様々な要因によって変化</p>	<p>石綿含有建材・資材からは石綿の飛散のおそれがある。石綿の飛散量は建材・資材の種類や使用方法、劣化状況など様々な要因</p>																																																																																																																																																																																																

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
	綿濃度	する。	によって変化する。
1-21 23 行目	1.4 関連法令	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>労働安全衛生法、石綿障害予防規則</u>の「事前調査及び分析調査」(石綿障害予防規則第 3 条) ・<u>大気汚染防止法</u>の「解体工事に係る調査及び説明等」(第 18 条の 15) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>安衛法、石綿則</u>の「事前調査及び分析調査」(石綿則第 3 条) ・<u>大防法</u>の「解体工事に係る調査及び説明等」(第 18 条の 15)
1-21 32 行目	1.4.1 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則	<u>労働安全衛生法（安衛法）</u> は、労働者の安全を確保し、労働環境の衛生状態を良好に保つことを目的として、主に事業者の義務等を定めた法律である。安衛法では、作業主任者の選任等体制と責任、製造等の禁止等の規定が定められており、安衛法第 22 条の細則が <u>石綿障害予防規則（石綿則）</u> である。	<u>安衛法</u> は、労働者の安全を確保し、労働環境の衛生状態を良好に保つことを目的として、主に事業者の義務等を定めた法律である。安衛法では、作業主任者の選任等体制と責任、製造等の禁止等の規定が定められており、安衛法第 22 条の細則が <u>石綿則</u> である。
1-22 13 行目	< 建築物等の事前調査に係る義務 >	<u>適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。</u> <u>厚生労働大臣が定める者として建築物石綿含有建築物及びこれらと同等以上の能力を有すると認められる者と示されている。</u>	<u>適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（各種調査者等）に行わせなければならない。</u>
1-22 17 行目	< 建築物等の事前調査に係る義務 >	調査者の種類及び調査対象を表 1.6 に示す。	調査者 <u>資格</u> の種類及び調査対象を表 1.6 に示す。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																			
1-22 18行目	表 1.6 調査者の種類及び調査対象	<p style="text-align: center;">表 1.6 調査者の種類及び調査対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">調査者資格名</th> <th style="width: 30%;">調査ができる対象</th> <th style="width: 50%;">該当するもの(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建築物石綿含有建材調査者</td> <td>全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建設設備を含む</td> <td>事務所ビル、学校、共用住宅(全部分)、映画館他</td> </tr> <tr> <td>一般建築物石綿含有建材調査者</td> <td>全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建設設備を含む</td> <td>事務所ビル、学校、共用住宅(全部分)、映画館他</td> </tr> <tr> <td>一戸建て等石綿含有建材調査者</td> <td>一戸建ての専用住宅及び共用住宅(長屋を含む)の住戸の内部</td> <td>一戸建て住宅、共用住宅の住戸の内部ほか</td> </tr> <tr> <td>船舶石綿含有建材調査者</td> <td>総トン数 20 トン以上の船舶</td> <td>商船(客船、フェリーなど)、作業船、漁船など</td> </tr> <tr> <td>工作物石綿事前調査者</td> <td>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全て</td> <td>ボイラー、焼却設備、電気設備等の特定工作物、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物他</td> </tr> </tbody> </table>	調査者資格名	調査ができる対象	該当するもの(例)	特定建築物石綿含有建材調査者	全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建設設備を含む	事務所ビル、学校、共用住宅(全部分)、映画館他	一般建築物石綿含有建材調査者	全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建設設備を含む	事務所ビル、学校、共用住宅(全部分)、映画館他	一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての専用住宅及び共用住宅(長屋を含む)の住戸の内部	一戸建て住宅、共用住宅の住戸の内部ほか	船舶石綿含有建材調査者	総トン数 20 トン以上の船舶	商船(客船、フェリーなど)、作業船、漁船など	工作物石綿事前調査者	建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全て	ボイラー、焼却設備、電気設備等の特定工作物、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物他	<p style="text-align: center;">表 1.6 調査者資格の種類及び調査対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">調査者資格名</th> <th style="width: 30%;">調査ができる対象</th> <th style="width: 50%;">該当するもの(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建築物石綿含有建材調査者</td> <td rowspan="2">全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建設設備を含む</td> <td>事務所ビル、学校、共用住宅(全部分)、映画館など</td> </tr> <tr> <td>一般建築物石綿含有建材調査者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一戸建て等石綿含有建材調査者</td> <td>一戸建ての専用住宅及び共用住宅(長屋を含む)の住戸の内部</td> <td>一戸建て住宅、共用住宅の住戸の内部など</td> </tr> <tr> <td>船舶石綿含有資材調査者</td> <td>鋼製の船舶</td> <td>商船(客船、フェリーなど)、作業船、漁船など</td> </tr> <tr> <td>工作物石綿事前調査者</td> <td>・建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ・建築物一体設備等 ・上記以外の工作物</td> <td>ボイラー・圧力容器、焼却設備、発電設備、配電設備、変電設備、高圧配管、下水管、煙突、トンネルの天井板など</td> </tr> </tbody> </table>	調査者資格名	調査ができる対象	該当するもの(例)	特定建築物石綿含有建材調査者	全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建設設備を含む	事務所ビル、学校、共用住宅(全部分)、映画館など	一般建築物石綿含有建材調査者		一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての専用住宅及び共用住宅(長屋を含む)の住戸の内部	一戸建て住宅、共用住宅の住戸の内部など	船舶石綿含有資材調査者	鋼製の船舶	商船(客船、フェリーなど)、作業船、漁船など	工作物石綿事前調査者	・建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ・建築物一体設備等 ・上記以外の工作物	ボイラー・圧力容器、焼却設備、発電設備、配電設備、変電設備、高圧配管、下水管、煙突、トンネルの天井板など
調査者資格名	調査ができる対象	該当するもの(例)																																				
特定建築物石綿含有建材調査者	全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建設設備を含む	事務所ビル、学校、共用住宅(全部分)、映画館他																																				
一般建築物石綿含有建材調査者	全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建設設備を含む	事務所ビル、学校、共用住宅(全部分)、映画館他																																				
一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての専用住宅及び共用住宅(長屋を含む)の住戸の内部	一戸建て住宅、共用住宅の住戸の内部ほか																																				
船舶石綿含有建材調査者	総トン数 20 トン以上の船舶	商船(客船、フェリーなど)、作業船、漁船など																																				
工作物石綿事前調査者	建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全て	ボイラー、焼却設備、電気設備等の特定工作物、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物他																																				
調査者資格名	調査ができる対象	該当するもの(例)																																				
特定建築物石綿含有建材調査者	全ての建築物及び建築物に設ける電気、給排水等の建設設備を含む	事務所ビル、学校、共用住宅(全部分)、映画館など																																				
一般建築物石綿含有建材調査者																																						
一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての専用住宅及び共用住宅(長屋を含む)の住戸の内部	一戸建て住宅、共用住宅の住戸の内部など																																				
船舶石綿含有資材調査者	鋼製の船舶	商船(客船、フェリーなど)、作業船、漁船など																																				
工作物石綿事前調査者	・建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物 ・建築物一体設備等 ・上記以外の工作物	ボイラー・圧力容器、焼却設備、発電設備、配電設備、変電設備、高圧配管、下水管、煙突、トンネルの天井板など																																				
1-23 20行目	⑤ 事前調査又は分析調査記録の保存	労働安全衛生法及び石綿則における規制については、以下の資料も参照すること。	安衛法及び石綿則における規制については、以下の資料も参照すること。																																			
1-23 28行目	1.4.2 大気汚染防止法	大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に 1968 (昭和 43) 年に制定された。	大防法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に 1968 (昭和 43) 年に制定された。																																			
1-23 33行目	1.4.2 大気汚染防止法	大防法施行令第 3 条の 3 では、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料を「特定建築材料」と規定しており、表 1.4 の分類におけるレベル 1～3、仕上塗材の建材が対象となる。また、16 条では事前調査の方法、実施者など石綿則とほぼ同様の規定が定められている。	大気汚染防止法施行令(以下「大防法施行令」という。)第 3 条の 3 では、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料を「特定建築材料」と規定しており、表 1.3 の分類におけるレベル 1～3、仕上塗材の建材が対象となる。また、大気汚染防止法施行規則(以下「大防法施行規則」という。)第 16 条の 5 では事前調査の方法、実施者など石綿則とほぼ同様の規定が定められている。																																			

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																																																								
1-23 36行目	1.4.2 大気汚染防止法	大気汚染防止法における規制については、以下の資料も参照すること。	大防法における規制については、以下の資料も参照すること。																																																																								
1-25 8行目	1.5.1 石綿除去工事での工作物石綿事前調査者の役割	※最新内容については、適宜「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月（令和6年2月改正）（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」を参照。	※最新内容については、適宜「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月（令和7年3月訂正事項を反映）」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）を参照。																																																																								
1-28 1行目	表 1.7 石綿除去等工事における主な作業項目と責任対象	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>責任対象</th> <th>関係法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前調査の実施^{※1}、記録の保存</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>石綿則第3条、大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の5</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果等の説明</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の6、7</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果等の記録と保存</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>石綿則第3条、大防法第18条の1、大防法施行規則第16条の9、10</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の現場への備え付けと掲示</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>石綿則第3条、大防法第18条の15の5、大防法施行規則第16条の10</td> </tr> <tr> <td>作業計画（レベル3建材を含む全ての含有建材対象）</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>石綿則第4条、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4の1</td> </tr> <tr> <td>特定粉じん排出等作業の実施の届出等（作業計画届）</td> <td>発注者</td> <td>安衛法第88条、石綿則第5条、大防法第18条の17</td> </tr> <tr> <td>一定規模以上の工事における事前調査結果の報告</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>石綿則第4条の2、大防法第18条の15</td> </tr> <tr> <td>レベル1建材、レベル2建材の除去（負圧隔離養生）</td> <td>元請業者、自主施工者又は下請負人</td> <td>石綿則第6条、大防法第18条の19、大防法施行規則第16条の12～14</td> </tr> <tr> <td>レベル3建材の除去（作業基準）</td> <td>元請業者、自主施工者又は下請負人</td> <td>石綿則第6条の2、3、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4</td> </tr> <tr> <td>石綿除去等作業の実施状況の記録の作成・保存</td> <td>元請業者、自主施工者又は下請負人</td> <td>石綿則第35条の2、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4、15</td> </tr> <tr> <td>完了報告書作成^{※2}、発注者へ報告、記録の保存</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>石綿則第6条の3、第35条の2、大防法第18条の14、32大防法施行規則第16条の4、15、16</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：事前調査、分析調査は必要な知識を有する者の実施が必要（令和5（2023）年10月以降）。</p> <p>※2：除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者の実施が必要。</p>	作業項目	責任対象	関係法令	事前調査の実施 ^{※1} 、記録の保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第3条、大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の5	事前調査結果等の説明	元請業者又は自主施工者	大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の6、7	事前調査結果等の記録と保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第3条、大防法第18条の1、大防法施行規則第16条の9、10	事前調査結果の現場への備え付けと掲示	元請業者又は自主施工者	石綿則第3条、大防法第18条の15の5、大防法施行規則第16条の10	作業計画（レベル3建材を含む全ての含有建材対象）	元請業者又は自主施工者	石綿則第4条、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4の1	特定粉じん排出等作業の実施の届出等（作業計画届）	発注者	安衛法第88条、石綿則第5条、大防法第18条の17	一定規模以上の工事における事前調査結果の報告	元請業者又は自主施工者	石綿則第4条の2、大防法第18条の15	レベル1建材、レベル2建材の除去（負圧隔離養生）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第6条、大防法第18条の19、大防法施行規則第16条の12～14	レベル3建材の除去（作業基準）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第6条の2、3、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4	石綿除去等作業の実施状況の記録の作成・保存	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第35条の2、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4、15	完了報告書作成 ^{※2} 、発注者へ報告、記録の保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第6条の3、第35条の2、大防法第18条の14、32大防法施行規則第16条の4、15、16	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>責任対象</th> <th>関係法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前調査の実施、記録の保存</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>石綿則第3条、大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の5</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果等の説明</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の6、7</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果等の記録と保存</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>石綿則第3条、大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の8</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果の現場への備え付けと掲示</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>石綿則第3条、大防法第18条の15の5、大防法施行規則第16条の9、10</td> </tr> <tr> <td>作業計画（レベル3建材を含む全ての含有建材対象）</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>石綿則第4条、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4の1</td> </tr> <tr> <td>特定粉じん排出等作業の実施の届出等（作業計画届）</td> <td>発注者・施工者</td> <td>安衛法第88条、石綿則第5条、大防法第18条の17</td> </tr> <tr> <td>一定規模以上の工事における事前調査結果の報告</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>石綿則第4条の2、大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の11</td> </tr> <tr> <td>レベル1建材、レベル2建材の除去（負圧隔離養生）</td> <td>元請業者、自主施工者又は下請負人</td> <td>石綿則第6条、大防法第18条の19、大防法施行規則第16条の13～15</td> </tr> <tr> <td>レベル3建材の除去（作業基準）</td> <td>元請業者、自主施工者又は下請負人</td> <td>石綿則第6条の2、3、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4（別表第7含む）</td> </tr> <tr> <td>石綿除去等作業の実施状況の記録の作成・保存</td> <td>元請業者、自主施工者又は下請負人</td> <td>石綿則第35条の2、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4</td> </tr> <tr> <td>除去の完了の確認、発注者への報告、記録の保存</td> <td>元請業者又は自主施工者</td> <td>大防法第18条の14、23、大防法施行規則第16条の4、16、17</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	責任対象	関係法令	事前調査の実施、記録の保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第3条、大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の5	事前調査結果等の説明	元請業者又は自主施工者	大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の6、7	事前調査結果等の記録と保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第3条、大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の8	事前調査結果の現場への備え付けと掲示	元請業者又は自主施工者	石綿則第3条、大防法第18条の15の5、大防法施行規則第16条の9、10	作業計画（レベル3建材を含む全ての含有建材対象）	元請業者又は自主施工者	石綿則第4条、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4の1	特定粉じん排出等作業の実施の届出等（作業計画届）	発注者・施工者	安衛法第88条、石綿則第5条、大防法第18条の17	一定規模以上の工事における事前調査結果の報告	元請業者又は自主施工者	石綿則第4条の2、大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の11	レベル1建材、レベル2建材の除去（負圧隔離養生）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第6条、大防法第18条の19、大防法施行規則第16条の13～15	レベル3建材の除去（作業基準）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第6条の2、3、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4（別表第7含む）	石綿除去等作業の実施状況の記録の作成・保存	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第35条の2、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4	除去の完了の確認、発注者への報告、記録の保存	元請業者又は自主施工者	大防法第18条の14、23、大防法施行規則第16条の4、16、17
作業項目	責任対象	関係法令																																																																									
事前調査の実施 ^{※1} 、記録の保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第3条、大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の5																																																																									
事前調査結果等の説明	元請業者又は自主施工者	大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の6、7																																																																									
事前調査結果等の記録と保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第3条、大防法第18条の1、大防法施行規則第16条の9、10																																																																									
事前調査結果の現場への備え付けと掲示	元請業者又は自主施工者	石綿則第3条、大防法第18条の15の5、大防法施行規則第16条の10																																																																									
作業計画（レベル3建材を含む全ての含有建材対象）	元請業者又は自主施工者	石綿則第4条、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4の1																																																																									
特定粉じん排出等作業の実施の届出等（作業計画届）	発注者	安衛法第88条、石綿則第5条、大防法第18条の17																																																																									
一定規模以上の工事における事前調査結果の報告	元請業者又は自主施工者	石綿則第4条の2、大防法第18条の15																																																																									
レベル1建材、レベル2建材の除去（負圧隔離養生）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第6条、大防法第18条の19、大防法施行規則第16条の12～14																																																																									
レベル3建材の除去（作業基準）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第6条の2、3、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4																																																																									
石綿除去等作業の実施状況の記録の作成・保存	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第35条の2、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4、15																																																																									
完了報告書作成 ^{※2} 、発注者へ報告、記録の保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第6条の3、第35条の2、大防法第18条の14、32大防法施行規則第16条の4、15、16																																																																									
作業項目	責任対象	関係法令																																																																									
事前調査の実施、記録の保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第3条、大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の5																																																																									
事前調査結果等の説明	元請業者又は自主施工者	大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の6、7																																																																									
事前調査結果等の記録と保存	元請業者又は自主施工者	石綿則第3条、大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の8																																																																									
事前調査結果の現場への備え付けと掲示	元請業者又は自主施工者	石綿則第3条、大防法第18条の15の5、大防法施行規則第16条の9、10																																																																									
作業計画（レベル3建材を含む全ての含有建材対象）	元請業者又は自主施工者	石綿則第4条、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4の1																																																																									
特定粉じん排出等作業の実施の届出等（作業計画届）	発注者・施工者	安衛法第88条、石綿則第5条、大防法第18条の17																																																																									
一定規模以上の工事における事前調査結果の報告	元請業者又は自主施工者	石綿則第4条の2、大防法第18条の15、大防法施行規則第16条の11																																																																									
レベル1建材、レベル2建材の除去（負圧隔離養生）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第6条、大防法第18条の19、大防法施行規則第16条の13～15																																																																									
レベル3建材の除去（作業基準）	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第6条の2、3、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4（別表第7含む）																																																																									
石綿除去等作業の実施状況の記録の作成・保存	元請業者、自主施工者又は下請負人	石綿則第35条の2、大防法第18条の14、大防法施行規則第16条の4																																																																									
除去の完了の確認、発注者への報告、記録の保存	元請業者又は自主施工者	大防法第18条の14、23、大防法施行規則第16条の4、16、17																																																																									
1-28 3行目	1.5.2	1.5.2 不適切な工作物調査がもたらす社会的不利益	1.5.2 事前調査の必要がない作業 事前調査は大防法、石綿則のいずれにおいても原則として全て																																																																								

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
			<p><u>の建築物、工作物の解体等を行う際に実施することが義務付けられている。ただし、以下の作業については、石綿等の粉じんが飛散しないことが明らかであることから、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業には該当せず、事前調査を行う必要はない。</u></p> <p><u>(ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。</u></p> <p><u>(イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。</u></p> <p><u>(ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。</u></p> <p><u>(エ) 国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された a から k までの工作物、経済産業省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された l 及び m の工作物、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていない</u></p>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
			<p><u>ことが確認された f 及び n の工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された o の船舶の解体・改修等の作業。</u></p> <p><u>a 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項第二号に規定する外郭施設及び同項第三号に規定する係留施設</u></p> <p><u>b 河川法(昭和 39 年法律第 67 号)第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設</u></p> <p><u>c 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防設備</u></p> <p><u>d 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設及び同法第 4 条第 1 項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設</u></p> <p><u>e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設</u></p> <p><u>f 海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設</u></p> <p><u>g 鉄道事業法施行規則(昭和 62 年運輸省令第 6 号)第 9 条に規定する鉄道線路(転てつ器及び遮音壁を除く)</u></p> <p><u>h 軌道法施行規則(大正 12 年内務省令運輸省令)第 9 条に規定する土工(遮音壁を除く)、土留壁(遮音壁を除く)、土留擁壁(遮音壁を除く)、橋梁(遮音壁を除く)、隧道、軌道(転て</u></p>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
			<p><u>つ器を除く）及び踏切（保安設備を除く）</u></p> <p><u>i 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（工作物のうち建築物に設置されているもの、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物を除く。）</u></p> <p><u>j 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 79 条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン</u></p> <p><u>k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設</u></p> <p><u>l ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分</u></p> <p><u>m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 3 条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分</u></p> <p><u>n 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）</u></p> <p><u>o 自衛隊の使用する船舶（防熱材接着剤、諸管フランジガスケット、電線貫通部充填・シール材及びパッキンを除く）</u></p>
1-28 3 行目	1.5.2	<u>1.5.2</u> 不適切な工作物調査がもたらす社会的不利益	<u>1.5.3</u> 不適切な工作物石綿事前調査がもたらす社会的不利益
1-28 4 行目	(1)	(1) <u>工作物の石綿含有資材調査</u> と健康リスクやコストとの関連	(1) <u>工作物石綿事前調査</u> と健康リスクやコストとの関連

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																						
1-28 5行目		<p>工作物石綿含有資材調査結果によって、その工作物に関する調査以降の維持管理等の考え方が変化する。また、未熟な調査者による判断や、安易な思い込み、情報に流される調査や、お座なりの調査、恣意的な考えなどによって、本当は含まれていない石綿が工作物に使われていると判断すれば、不必要な不安感と解体・改修工事及び維持管理に対する支出が発生する。</p>	<p>工作物石綿事前調査の結果によって、その後の解体・改修工事時の対応が大きく異なってくる。また、未熟な調査者による判断や、安易な思い込み、情報に流される調査や、お座なりの調査、恣意的な考えなどによって、本当は含まれていない石綿が工作物に使われていると判断されれば、不必要な不安感と解体・改修工事に対する支出が発生する。</p>																						
1-28 11行目	(1) 工作物の石綿含有資材調査と健康リスクやコストとの関連	<p>石綿使用の有無判定結果と実際の建物中の使用の有無による相関を表 1.8 に整理した。</p>	<p>石綿使用の有無判定結果と実際の工作物中の使用の有無による相関を表 1.8 に整理した。</p>																						
1-29 1行目	表 1.8 タイトル	表 1.8 工作物の石綿含有資材調査と健康リスクやコストとの関連	表 1.8 工作物石綿事前調査と健康リスクやコストとの関連																						
1-29 1行目	表 1.8 工作物の石綿含有資材調査と健康リスクやコストとの関連	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実際の建物の状況 工作物調査時</th> <th colspan="2">建物の維持管理・改修・解体工事時</th> </tr> <tr> <th>石綿の使用あり</th> <th>石綿の使用なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿ありと判定</td> <td> ○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事 </td> <td> ×見落としのある調査結果 ・不要な対策 ・工作物所有者などに不必要な財政的負担 ・不必要な建物過小評価 ・社会的風評被害 </td> </tr> <tr> <td>石綿なしと判定</td> <td> ×見落としのある調査結果 ・健康障害をもたらすハザードの継続的存在 ・改修解体工事の飛散事故原因 ・工作物所有者などに追加財政負担の発生 ・工作物周辺への環境影響 </td> <td> ○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事 </td> </tr> </tbody> </table>	実際の建物の状況 工作物調査時	建物の維持管理・改修・解体工事時		石綿の使用あり	石綿の使用なし	石綿ありと判定	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	×見落としのある調査結果 ・不要な対策 ・工作物所有者などに不必要な財政的負担 ・不必要な建物過小評価 ・社会的風評被害	石綿なしと判定	×見落としのある調査結果 ・健康障害をもたらすハザードの継続的存在 ・改修解体工事の飛散事故原因 ・工作物所有者などに追加財政負担の発生 ・工作物周辺への環境影響	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実際の工作物の状況 工作物調査時</th> <th colspan="2">工作物の解体・改修等工事時</th> </tr> <tr> <th>石綿の使用あり</th> <th>石綿の使用なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿ありと判定</td> <td> ○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事 </td> <td> ×見落としのある調査結果 ・不要な対策 ・工作物所有者などに不必要な財政的負担 ・不必要な建物過小評価 ・社会的風評被害 </td> </tr> <tr> <td>石綿なしと判定</td> <td> ×見落としのある調査結果 ・健康障害をもたらすハザードの継続的存在 ・改修解体工事の飛散事故原因 ・工作物所有者などに追加財政負担の発生 ・工作物周辺への環境影響 </td> <td> ○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事 </td> </tr> </tbody> </table>	実際の工作物の状況 工作物調査時	工作物の解体・改修等工事時		石綿の使用あり	石綿の使用なし	石綿ありと判定	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	×見落としのある調査結果 ・不要な対策 ・工作物所有者などに不必要な財政的負担 ・不必要な建物過小評価 ・社会的風評被害	石綿なしと判定	×見落としのある調査結果 ・健康障害をもたらすハザードの継続的存在 ・改修解体工事の飛散事故原因 ・工作物所有者などに追加財政負担の発生 ・工作物周辺への環境影響	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事
実際の建物の状況 工作物調査時	建物の維持管理・改修・解体工事時																								
	石綿の使用あり	石綿の使用なし																							
石綿ありと判定	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	×見落としのある調査結果 ・不要な対策 ・工作物所有者などに不必要な財政的負担 ・不必要な建物過小評価 ・社会的風評被害																							
石綿なしと判定	×見落としのある調査結果 ・健康障害をもたらすハザードの継続的存在 ・改修解体工事の飛散事故原因 ・工作物所有者などに追加財政負担の発生 ・工作物周辺への環境影響	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事																							
実際の工作物の状況 工作物調査時	工作物の解体・改修等工事時																								
	石綿の使用あり	石綿の使用なし																							
石綿ありと判定	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	×見落としのある調査結果 ・不要な対策 ・工作物所有者などに不必要な財政的負担 ・不必要な建物過小評価 ・社会的風評被害																							
石綿なしと判定	×見落としのある調査結果 ・健康障害をもたらすハザードの継続的存在 ・改修解体工事の飛散事故原因 ・工作物所有者などに追加財政負担の発生 ・工作物周辺への環境影響	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事																							

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
1-29 16行目	1.5.3 日本におけるリスクコミュニケーションガイドライン	<u>1.5.3</u> 日本におけるリスクコミュニケーションガイドライン	<u>1.5.4</u> 日本におけるリスクコミュニケーションガイドライン
1-30 13行目	1.5.4 工作物石綿事前調査者に必要な判断・知識	<u>1.5.4</u> 工作物石綿事前調査者に必要な判断・知識	<u>1.5.5</u> 工作物石綿事前調査者に必要な判断・知識

第2講座

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
2-11 13行目	「(2) 防火区画の制限」項の冒頭	防火区画には、 <u>その形成部分に耐火構造などが求められるほか、構造上発生する隙間や、配管等の貫通に伴い発生する隙間を、不燃材料で埋めることも求められ、吹付け石綿やけい酸カルシウム板第2種などが使用された。</u>	防火区画は、 <u>火災が発生した際に、炎や煙による被害を拡大させないことを目的に設けられた区画である。燃えにくい素材で作られた壁や扉などを使って建物内に区画を作るもので、建築基準法で規定され、耐火建築物及び準耐火建築物に求められる。また、その形成部分に耐火構造などが求められるほか、構造上発生する隙間や、配管等の貫通に伴い発生する隙間を、不燃材料で埋めることも求められ、吹付け石綿やけい酸カルシウム板第2種などが使用された。</u>
2-28 4行目	2.2 建築設備と防火材料	建築基準法上では、 <u>建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。</u>	建築基準法上では、 <u>建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義されている。</u> <u>一方、石綿則や大防法においては、「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚物処理の設備等の建築設備を含むものであること、「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること、な</u>

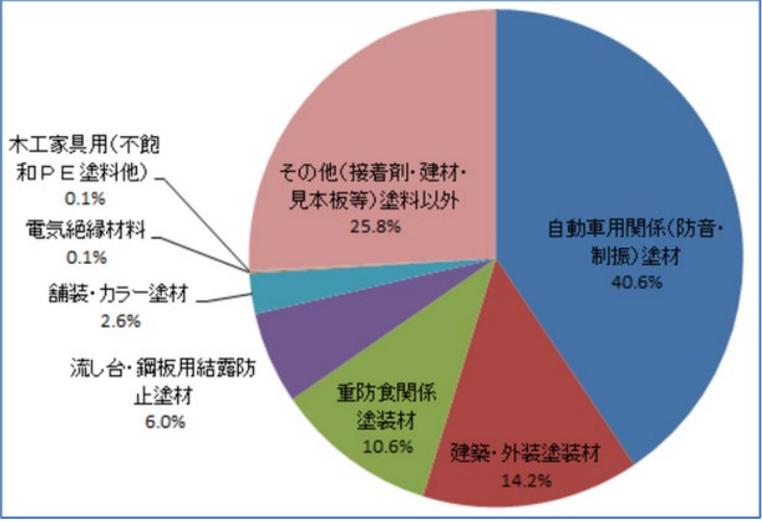
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧		新																											
2-36 5行目	表 2.11 工作物に関する石綿含有資材の製造等禁止措置の変遷（主なもの） (1/3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 276 792 316">時期</th> <th data-bbox="792 276 1279 316">禁止対象物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 316 792 387">2006（平成18）年9月1日以降</td> <td data-bbox="792 316 1279 387">石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物（下記の物を除く）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 387 792 762">2007（平成19）年10月1日以降</td> <td data-bbox="792 387 1279 762"> 1 ジョイントシートガスケット ・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので250℃以上の温度の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの ・国内の既存の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので450℃以上の温度の亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの 2 グランドパッキン ・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の温度の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 762 792 898">2010（平成22）年3月1日以降</td> <td data-bbox="792 762 1279 898"> ジョイントシートガスケット ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので200℃以上300℃未満の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの </td> </tr> </tbody> </table>		時期	禁止対象物	2006（平成18）年9月1日以降	石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物（下記の物を除く）	2007（平成19）年10月1日以降	1 ジョイントシートガスケット ・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので250℃以上の温度の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの ・国内の既存の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので450℃以上の温度の亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの 2 グランドパッキン ・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の温度の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの	2010（平成22）年3月1日以降	ジョイントシートガスケット ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので200℃以上300℃未満の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1305 276 2080 300">表 2.11 工作物に関する石綿含有資材の製造等禁止措置の変遷</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1305 300 1552 355">時期</th> <th data-bbox="1552 300 2080 355">禁止対象物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1305 355 1552 419">2006（平成18）年9月1日以降</td> <td data-bbox="1552 355 2080 419">石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物（下記の物を除く）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 419 1552 467">2007（平成19）年10月1日以降</td> <td data-bbox="1552 419 2080 467">ジョイントシートガスケット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 467 1552 531"></td> <td data-bbox="1552 467 2080 531"> ・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので250℃以上の温度の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 531 1552 579"></td> <td data-bbox="1552 531 2080 579">ジョイントシートガスケット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 579 1552 643"></td> <td data-bbox="1552 579 2080 643"> ・国内の既存の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので450℃以上の温度の亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 643 1552 691"></td> <td data-bbox="1552 643 2080 691">グランドパッキン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 691 1552 754"></td> <td data-bbox="1552 691 2080 754"> ・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の温度の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの </td> </tr> </tbody> </table>		表 2.11 工作物に関する石綿含有資材の製造等禁止措置の変遷		時期	禁止対象物	2006（平成18）年9月1日以降	石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物（下記の物を除く）	2007（平成19）年10月1日以降	ジョイントシートガスケット		・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので250℃以上の温度の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの		ジョイントシートガスケット		・国内の既存の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので450℃以上の温度の亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの		グランドパッキン		・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の温度の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
時期	禁止対象物																														
2006（平成18）年9月1日以降	石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物（下記の物を除く）																														
2007（平成19）年10月1日以降	1 ジョイントシートガスケット ・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので250℃以上の温度の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの ・国内の既存の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので450℃以上の温度の亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの 2 グランドパッキン ・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の温度の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの																														
2010（平成22）年3月1日以降	ジョイントシートガスケット ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので200℃以上300℃未満の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの																														
表 2.11 工作物に関する石綿含有資材の製造等禁止措置の変遷																															
時期	禁止対象物																														
2006（平成18）年9月1日以降	石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物（下記の物を除く）																														
2007（平成19）年10月1日以降	ジョイントシートガスケット																														
	・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので250℃以上の温度の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの																														
	ジョイントシートガスケット																														
	・国内の既存の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので450℃以上の温度の亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの																														
	グランドパッキン																														
	・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の温度の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの																														

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧		新			
2-36 5行目	表 2.11 工作物 に関する石綿 含有資材の製 造等禁止措置 の変遷（主なも の） (2/3)	2011（平成23）年3月1日以降	<p>1 ジョイントシートガスケット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、300°C以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの <p>2 うず巻き形ガスケット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400°C以上の温度の流体または300°C以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸またはそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの <p>3 グランドパッキン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400°C以上の温度の流体または300°C以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸またはそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの 	2012（平成24）年3月1日	<p>1 ジョイントシートガスケット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、径1500mm以上の大きさのもの <p>2 原材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿または石綿を含有する製剤その他の物で、1の製品の原材料として使用されるもの 	2008（平成20）年12月1 日以降	<p><u>ジョイントシートガスケット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分のゲージ圧力3MPa以上の流体である物を取り扱う部分に使用されるもの <p><u>ジョイントシートガスケット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用される450°C以上の温度の硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの <p><u>ジョイントシートガスケット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内で製造される潜水艦に使用されるもの <p><u>うず巻き形ガスケット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の接合部分に使用されるもので、次*に掲げるものであって、300°C以上400°C未満の温度の流体である物を取り扱う部分に使用されるもの *水素イオン濃度指数が2.0以下又は11.5以上の状態である物、金属ナトリウム、黄りん、赤りん、クロム酸及びその塩、塩化水素ガス、塩素ガス、弗化水素ガス、弗化ガス、沃素ガス <p><u>メタルジャケット形ガスケット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので熱風炉から高炉の送り込まれる1000°C以上の温度の熱風を取り扱う部分に使用されるもの <p><u>グランドパッキン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の接合部分に使用されるもので、300°C以上400°C未満の温度の流体であるクロム酸及びその塩を取り扱う部分に使用されるもの <p><u>グランドパッキン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内で製造される潜水艦に使用されるもの

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新										
2-36 5行目	表 2.11 工作物 に関する石綿 含有資材の製 造等禁止措置 の変遷(主なも の) (3/3)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1317 256 1547 368">2009(平成21)年1月1 日以降</td> <td data-bbox="1547 256 2072 368"> <u>ジョイントシートガスケット</u> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので100°C以上200°C未満の温度の流体を取り扱う部分 使用されるもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 368 1547 456">2010(平成22)年2月1日 以降</td> <td data-bbox="1547 368 2072 456"> <u>石綿を含有する断熱材(国内で製造されるミサイルに使用されるも のに限る。)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 456 1547 568">2010(平成22)年3月1日 以降</td> <td data-bbox="1547 456 2072 568"> ジョイントシートガスケット ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので200°C以上300°C未満の温度の流体を取り扱う部分 使用されるもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 568 1547 1023">2011(平成23)年3月1日 以降</td> <td data-bbox="1547 568 2072 1023"> ジョイントシートガスケット ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので、300°C以上の温度の流体を取り扱う部分に使用され るもの(直径1500mm以上のものを除く。) <u>うず巻き形ガスケット</u> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので400°C以上の温度の流体である物または亜硝酸、硝 酸、硫酸及びそれぞれの塩のいずれかに該当する物であって、 300°C以上400°C未満の温度の流体を取り扱う部分に使用されるも の <u>グランドパッキン</u> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので400°C以上の温度の流体である物または亜硝酸、硝 酸、硫酸及びそれぞれの塩のいずれかに該当する物であって、 300°C以上400°C未満の温度の流体を取り扱う部分に使用されるも の </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1023 1547 1206">2012(平成24)年3月1日</td> <td data-bbox="1547 1023 2072 1206"> ジョイントシートガスケット ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので、径1500mm以上の大きさのもの <u>原材料</u> ・石綿または石綿を含有する製剤その他の物で、1の製品の原材料 として使用されるもの </td> </tr> </table>	2009(平成21)年1月1 日以降	<u>ジョイントシートガスケット</u> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので100°C以上200°C未満の温度の流体を取り扱う部分 使用されるもの	2010(平成22)年2月1日 以降	<u>石綿を含有する断熱材(国内で製造されるミサイルに使用されるも のに限る。)</u>	2010(平成22)年3月1日 以降	ジョイントシートガスケット ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので200°C以上300°C未満の温度の流体を取り扱う部分 使用されるもの	2011(平成23)年3月1日 以降	ジョイントシートガスケット ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので、300°C以上の温度の流体を取り扱う部分に使用され るもの(直径1500mm以上のものを除く。) <u>うず巻き形ガスケット</u> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので400°C以上の温度の流体である物または亜硝酸、硝 酸、硫酸及びそれぞれの塩のいずれかに該当する物であって、 300°C以上400°C未満の温度の流体を取り扱う部分に使用されるも の <u>グランドパッキン</u> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので400°C以上の温度の流体である物または亜硝酸、硝 酸、硫酸及びそれぞれの塩のいずれかに該当する物であって、 300°C以上400°C未満の温度の流体を取り扱う部分に使用されるも の	2012(平成24)年3月1日	ジョイントシートガスケット ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので、径1500mm以上の大きさのもの <u>原材料</u> ・石綿または石綿を含有する製剤その他の物で、1の製品の原材料 として使用されるもの
2009(平成21)年1月1 日以降	<u>ジョイントシートガスケット</u> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので100°C以上200°C未満の温度の流体を取り扱う部分 使用されるもの												
2010(平成22)年2月1日 以降	<u>石綿を含有する断熱材(国内で製造されるミサイルに使用されるも のに限る。)</u>												
2010(平成22)年3月1日 以降	ジョイントシートガスケット ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので200°C以上300°C未満の温度の流体を取り扱う部分 使用されるもの												
2011(平成23)年3月1日 以降	ジョイントシートガスケット ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので、300°C以上の温度の流体を取り扱う部分に使用され るもの(直径1500mm以上のものを除く。) <u>うず巻き形ガスケット</u> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので400°C以上の温度の流体である物または亜硝酸、硝 酸、硫酸及びそれぞれの塩のいずれかに該当する物であって、 300°C以上400°C未満の温度の流体を取り扱う部分に使用されるも の <u>グランドパッキン</u> ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので400°C以上の温度の流体である物または亜硝酸、硝 酸、硫酸及びそれぞれの塩のいずれかに該当する物であって、 300°C以上400°C未満の温度の流体を取り扱う部分に使用されるも の												
2012(平成24)年3月1日	ジョイントシートガスケット ・国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用 されるもので、径1500mm以上の大きさのもの <u>原材料</u> ・石綿または石綿を含有する製剤その他の物で、1の製品の原材料 として使用されるもの												
2-52 5行目	【JIS A 5421 化粧石綿セメ	【JIS A 5421 化粧石綿セメント板】	【旧 JIS 規格 JIS A 5421 化粧石綿セメント板】※現在は JIS A 5430 に移行										

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
	ント板】		
2-52 6行目	【旧 JIS 規格 JIS A 6302 吸 音用あなあき 石綿セメント 板】	【旧 JIS 規格 JIS A 6302 吸音用あなあき石綿セメント板】	【旧 JIS 規格 JIS A 6302 吸音用あなあき石綿セメント板】※現 在は <u>JIS A 6301 に移行</u>
2-53 18行目	【旧 JIS 規格 JIS A 5420 化 粧パルプセメ ント板】	【旧 JIS 規格 JIS A 5420 化粧パルプセメント板】	【旧 JIS 規格 JIS A 5420 化粧パルプセメント板】※現在は <u>JIS A 5414 に移行</u>
2-59 16行目	石綿含有パー ライト板	石綿含有パーライト板	石綿含有パーライト板 【旧 JIS 規格 JIS A 5413 石綿セメントパーライト板】※現在 は <u>JIS A 5430 に移行</u>
2-68 3行目	石綿含有スレ ート波板・大 波・小波	石綿含有スレート波板・大波・小波	石綿含有スレート波板・大波・小波 【旧 JIS 規格 JIS A 5403 石綿スレート】等 ※現在は <u>JIS A 5430 に移行</u>
2-70 22行目	【JIS A 5405 石綿セメント 円筒】	【JIS A 5405 石綿セメント円筒】	【旧 JIS 規格 JIS A 5405 石綿セメント円筒】※現在は <u>廃止</u>
2-71 3行目	石綿セメント 管	石綿セメント管	石綿セメント管 【旧 JIS 規格 JIS A 5301 水道用石綿セメント管】※現在は <u>廃 止</u>

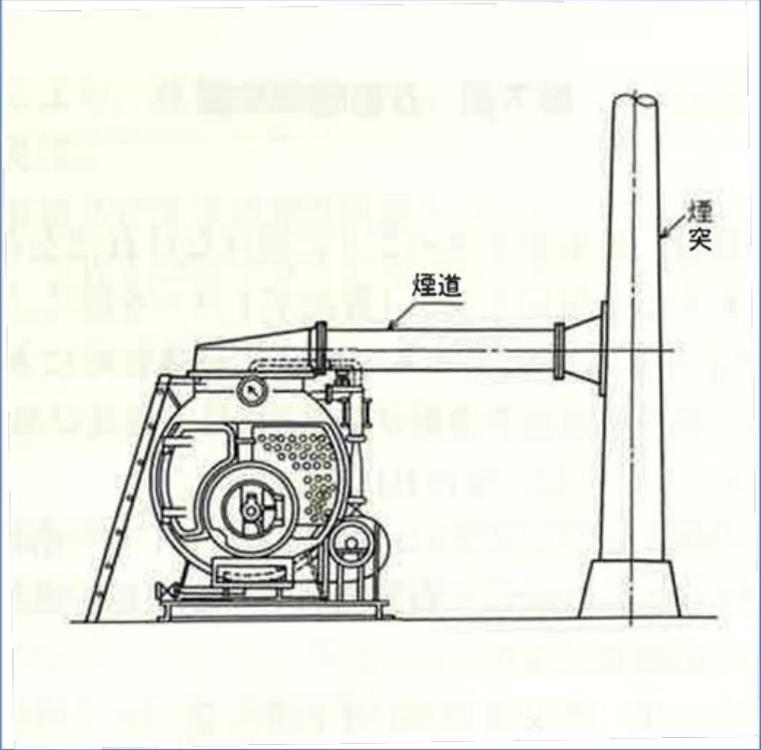
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新												
2-71 6行目	石綿セメント管	・ JIS 規格はないが、国土交通省認定（防火区画貫通部1時間遮炎性能）などがある（内部のポリ塩化ビニル管は JIS K 6741 など）。	・ 国土交通省認定（防火区画貫通部1時間遮炎性能）などがある（内部のポリ塩化ビニル管は JIS K 6741 など）。												
2-75 7行目	「㉗たわみ継手（キャンバス継手）」の後		<p>㉘塗料</p> <p>○性質、寸法、形状、主な施工部位、使われ方</p> <p>いずれの工作物にも、防錆目的、ケーブルの絶縁性、駅地下の防水や漏れ防止対策などに幅広く使用されている。</p> <p>表 2.19 工作物における塗料の使用実態の一部</p> <table border="1" data-bbox="1312 643 2078 965"> <thead> <tr> <th></th> <th>炉設備</th> <th>電気設備</th> <th>配管及び貯蔵設備</th> <th>建築物一体設備等</th> <th>その他工作物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての設備で防錆目的の塗装（石綿非含有）。 ボイラーなど耐熱を要する箇所での耐熱塗料 反応槽で耐熱性が求められる箇所での耐熱塗料 耐熱塗料で加熱炉外部の鉄皮の塗装（アスベスト非含有） ボイラー（名称）ボイラベイント（使用箇所）水室部・蒸気機 第一種圧力容器（ストレージタンク等）（名称）ボイラベイント（使用箇所）蒸気機 熱交換器など（名称）ボイラベイント（使用箇所）蒸気機 焼却設備（焼却炉やそれに付帯する機器など、いわゆるプラント機器）全般 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての設備で防錆目的の塗装（石綿非含有）。 ケーブルの絶縁性 電力設備の絶縁塗料等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての設備で防錆目的の塗装（石綿非含有）。 配管（塗料使用の可能性） プラント ガスケットの一部、保温材、耐火被覆材 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 駅の天井板やスレート屋根 駅地下では防水、漏れ防止対策 トンネル構築（側壁） 羽形防錆かびつや消し塗料（下塗り）、アルキッド樹脂塗料（中塗り、上塗り）、アラキッド樹脂塗料（上塗り） フラットホームの上家 ホーム敷き/ホーム外壁、ホーム敷き SIP 塗装+さび止めを履、SIP 塗装+さび止め（仕様不明）/フッ素樹脂塗料 駅舎用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運路舗装（タイヤによる摩耗対策：耐久性1~2年程度） 港湾だと1ミリの厚さで杭に、配合設計上使われる クレーン等の塗装（主に食害防止） 鋼橋 塗装工事の鋼橋造物用の各種塗料（鉛系さび止め塗料、鉛加シリコン系さび止め塗料、ジンクリッチペイント、エポキシ樹脂塗料、ポリウレタン樹脂塗料、ふっ素樹脂塗料等） 駅や運路メッキ面 エポキシ（または変性エポキシ）樹脂系の下塗り塗料、上塗りはレタラ塗料など 鋼橋、鉄塔、防音、アンダーコート、摩擦材、舗装・カラー塗材、接着剤など </td> </tr> </tbody> </table> <p>かつて使用されていた石綿含有塗料の多くは、1990年代までに製造中止や代替品開発などの対応が行われたが、一部塗料の対応は2000年代に持ち越された。一般社団法人日本塗料工業会が2005年に正会員及び団体会員会社119社に対し行った調査時点では、全社が対応完了（該当製品の製造中止・代替原料への置換）している。</p> <p>同工業会によると、塗料製造業全体での石綿使用量は、1957~2005年の合計で約12,700トン、石綿配合製品量は同期間で50</p>		炉設備	電気設備	配管及び貯蔵設備	建築物一体設備等	その他工作物	塗料	<ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての設備で防錆目的の塗装（石綿非含有）。 ボイラーなど耐熱を要する箇所での耐熱塗料 反応槽で耐熱性が求められる箇所での耐熱塗料 耐熱塗料で加熱炉外部の鉄皮の塗装（アスベスト非含有） ボイラー（名称）ボイラベイント（使用箇所）水室部・蒸気機 第一種圧力容器（ストレージタンク等）（名称）ボイラベイント（使用箇所）蒸気機 熱交換器など（名称）ボイラベイント（使用箇所）蒸気機 焼却設備（焼却炉やそれに付帯する機器など、いわゆるプラント機器）全般 	<ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての設備で防錆目的の塗装（石綿非含有）。 ケーブルの絶縁性 電力設備の絶縁塗料等 	<ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての設備で防錆目的の塗装（石綿非含有）。 配管（塗料使用の可能性） プラント ガスケットの一部、保温材、耐火被覆材 	<ul style="list-style-type: none"> 駅の天井板やスレート屋根 駅地下では防水、漏れ防止対策 トンネル構築（側壁） 羽形防錆かびつや消し塗料（下塗り）、アルキッド樹脂塗料（中塗り、上塗り）、アラキッド樹脂塗料（上塗り） フラットホームの上家 ホーム敷き/ホーム外壁、ホーム敷き SIP 塗装+さび止めを履、SIP 塗装+さび止め（仕様不明）/フッ素樹脂塗料 駅舎用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 運路舗装（タイヤによる摩耗対策：耐久性1~2年程度） 港湾だと1ミリの厚さで杭に、配合設計上使われる クレーン等の塗装（主に食害防止） 鋼橋 塗装工事の鋼橋造物用の各種塗料（鉛系さび止め塗料、鉛加シリコン系さび止め塗料、ジンクリッチペイント、エポキシ樹脂塗料、ポリウレタン樹脂塗料、ふっ素樹脂塗料等） 駅や運路メッキ面 エポキシ（または変性エポキシ）樹脂系の下塗り塗料、上塗りはレタラ塗料など 鋼橋、鉄塔、防音、アンダーコート、摩擦材、舗装・カラー塗材、接着剤など
	炉設備	電気設備	配管及び貯蔵設備	建築物一体設備等	その他工作物										
塗料	<ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての設備で防錆目的の塗装（石綿非含有）。 ボイラーなど耐熱を要する箇所での耐熱塗料 反応槽で耐熱性が求められる箇所での耐熱塗料 耐熱塗料で加熱炉外部の鉄皮の塗装（アスベスト非含有） ボイラー（名称）ボイラベイント（使用箇所）水室部・蒸気機 第一種圧力容器（ストレージタンク等）（名称）ボイラベイント（使用箇所）蒸気機 熱交換器など（名称）ボイラベイント（使用箇所）蒸気機 焼却設備（焼却炉やそれに付帯する機器など、いわゆるプラント機器）全般 	<ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての設備で防錆目的の塗装（石綿非含有）。 ケーブルの絶縁性 電力設備の絶縁塗料等 	<ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての設備で防錆目的の塗装（石綿非含有）。 配管（塗料使用の可能性） プラント ガスケットの一部、保温材、耐火被覆材 	<ul style="list-style-type: none"> 駅の天井板やスレート屋根 駅地下では防水、漏れ防止対策 トンネル構築（側壁） 羽形防錆かびつや消し塗料（下塗り）、アルキッド樹脂塗料（中塗り、上塗り）、アラキッド樹脂塗料（上塗り） フラットホームの上家 ホーム敷き/ホーム外壁、ホーム敷き SIP 塗装+さび止めを履、SIP 塗装+さび止め（仕様不明）/フッ素樹脂塗料 駅舎用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 運路舗装（タイヤによる摩耗対策：耐久性1~2年程度） 港湾だと1ミリの厚さで杭に、配合設計上使われる クレーン等の塗装（主に食害防止） 鋼橋 塗装工事の鋼橋造物用の各種塗料（鉛系さび止め塗料、鉛加シリコン系さび止め塗料、ジンクリッチペイント、エポキシ樹脂塗料、ポリウレタン樹脂塗料、ふっ素樹脂塗料等） 駅や運路メッキ面 エポキシ（または変性エポキシ）樹脂系の下塗り塗料、上塗りはレタラ塗料など 鋼橋、鉄塔、防音、アンダーコート、摩擦材、舗装・カラー塗材、接着剤など 										

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																		
			<p>万 800 トンとなる。主な使用用途としては、<u>建築・外装塗装材、重防食関係塗装材、防音・制振、アンダーコート、摩擦材、鋼板結露防止用塗材、舗装・カラー塗材、電気絶縁材料、接着剤等</u>である。</p>  <table border="1"> <caption>図 2.70 塗料の使用用途別石綿使用割合</caption> <thead> <tr> <th>塗料の種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車用関係(防音・制振)塗材</td> <td>40.6%</td> </tr> <tr> <td>建築・外装塗装材</td> <td>14.2%</td> </tr> <tr> <td>重防食関係塗装材</td> <td>10.6%</td> </tr> <tr> <td>流し台・鋼板用結露防止塗材</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>舗装・カラー塗材</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>電気絶縁材料</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>木工家具用(不飽和PE塗料他)</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>その他(接着剤・建材・見本板等)塗料以外</td> <td>25.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 2.70 塗料の使用用途別石綿使用割合</p>	塗料の種類	割合	自動車用関係(防音・制振)塗材	40.6%	建築・外装塗装材	14.2%	重防食関係塗装材	10.6%	流し台・鋼板用結露防止塗材	6.0%	舗装・カラー塗材	2.6%	電気絶縁材料	0.1%	木工家具用(不飽和PE塗料他)	0.1%	その他(接着剤・建材・見本板等)塗料以外	25.8%
塗料の種類	割合																				
自動車用関係(防音・制振)塗材	40.6%																				
建築・外装塗装材	14.2%																				
重防食関係塗装材	10.6%																				
流し台・鋼板用結露防止塗材	6.0%																				
舗装・カラー塗材	2.6%																				
電気絶縁材料	0.1%																				
木工家具用(不飽和PE塗料他)	0.1%																				
その他(接着剤・建材・見本板等)塗料以外	25.8%																				
2-78 4 行目	2.4 書面調査	設計図書等は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも工作物の現状を現したものとに限らないことから、書面調査の結果を以て調査を終了せず、現地調査を行わなければならない（ <u>2006（平成 18）年 9 月 1 日の石綿等の製造等禁止以降に着工した工作物等を除く</u> ）。	設計図書等は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも工作物の現状を現したものとに限らないことから、書面調査の結果を以て調査を終了せず、現地調査を行わなければならない（ <u>2006（平成 18）年 9 月 1 日以降に着工した工作物等を除く</u> ）。																		
2-78	2.4 書面調査	なお、下の囲みの作業は、解体工事に該当しないことから、事前	(削除)																		

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
7行目		<p><u>調査を行う必要はないとされている。</u></p> <p><u>(囲み内)</u></p> <p><u>解体工事には該当しないことから、事前調査を行う必要がないとされる作業</u></p> <p><u>「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月」の P-85 から一部を引用)</u></p> <p><u>以下の作業については、建築物等の解体等には該当しないことから、事前調査を行う必要はない。</u></p> <p><u>(ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。</u></p> <p><u>(イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。</u></p> <p><u>(ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。</u></p>	

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																																								
		(エ) 以下略																																																									
2-83 1行目	表 2.23 事前調査における関係者の責務等	<p style="text-align: center;">表 2.23 事前調査における関係者の責務等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 45%;">主な実施事項</th> <th style="width: 15%;">安衛法関連</th> <th style="width: 25%;">大防法関連</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿等の使用状況等の通知、記録作成への配慮</td> <td>発注者は、請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。</td> <td style="text-align: center;">規 8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>解体等の作業の条件</td> <td>発注者は、元請業者に対し、作業基準の順守をさまたげおそれのある条件をつけないように配慮すること。</td> <td style="text-align: center;">規 9</td> <td style="text-align: center;">法 18 の 16</td> </tr> <tr> <td>事前調査の費用の負担と協力</td> <td>発注者は元請業者に対し、事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力すること。</td> <td></td> <td style="text-align: center;">法 18 の 15</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果と作業計画の説明</td> <td>元請業者は、事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。</td> <td></td> <td style="text-align: center;">法 18 の 15、規 16 の 6、7</td> </tr> <tr> <td>作業の実施の届出</td> <td>発注者は、レベル 1、2 の除去作業等について都道府県等に 14 日前までに届け出ること。</td> <td></td> <td style="text-align: center;">法 18 の 17</td> </tr> <tr> <td>作業の報告</td> <td>元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。</td> <td></td> <td style="text-align: center;">法 18 の 23、規 16 の 15</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な実施事項	安衛法関連	大防法関連	石綿等の使用状況等の通知、記録作成への配慮	発注者は、請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。	規 8		解体等の作業の条件	発注者は、元請業者に対し、作業基準の順守をさまたげおそれのある条件をつけないように配慮すること。	規 9	法 18 の 16	事前調査の費用の負担と協力	発注者は元請業者に対し、事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力すること。		法 18 の 15	事前調査結果と作業計画の説明	元請業者は、事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。		法 18 の 15、規 16 の 6、7	作業の実施の届出	発注者は、レベル 1、2 の除去作業等について都道府県等に 14 日前までに届け出ること。		法 18 の 17	作業の報告	元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。		法 18 の 23、規 16 の 15	<p style="text-align: center;">表 2.24 事前調査における関係者の責務等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 45%;">主な実施事項</th> <th style="width: 15%;">石綿則</th> <th style="width: 25%;">大防法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿等の使用状況等の通知、記録作成への配慮</td> <td>発注者は、請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。</td> <td style="text-align: center;">第 8 条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>解体等の作業の条件</td> <td>発注者は、元請業者に対し、作業基準の順守をさまたげおそれのある条件をつけないように配慮すること。</td> <td style="text-align: center;">第 9 条</td> <td style="text-align: center;">法第 18 条の 16</td> </tr> <tr> <td>事前調査の費用の負担と協力</td> <td>発注者は元請業者に対し、事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力すること。</td> <td></td> <td style="text-align: center;">法第 18 条の 15</td> </tr> <tr> <td>事前調査結果と作業計画の説明</td> <td>元請業者は、事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。</td> <td></td> <td style="text-align: center;">法第 18 条の 15、施行規則第 16 条の 6、7</td> </tr> <tr> <td>作業の実施の届出</td> <td>発注者は、レベル 1、2 の除去作業等について都道府県等に 14 日前までに届け出ること。</td> <td></td> <td style="text-align: center;">法第 18 条の 17</td> </tr> <tr> <td>作業の報告</td> <td>元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。</td> <td></td> <td style="text-align: center;">法第 18 条の 23、施行規則第 16 条の 16</td> </tr> </tbody> </table>	項目	主な実施事項	石綿則	大防法	石綿等の使用状況等の通知、記録作成への配慮	発注者は、請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。	第 8 条		解体等の作業の条件	発注者は、元請業者に対し、作業基準の順守をさまたげおそれのある条件をつけないように配慮すること。	第 9 条	法第 18 条の 16	事前調査の費用の負担と協力	発注者は元請業者に対し、事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力すること。		法第 18 条の 15	事前調査結果と作業計画の説明	元請業者は、事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。		法第 18 条の 15、施行規則第 16 条の 6、7	作業の実施の届出	発注者は、レベル 1、2 の除去作業等について都道府県等に 14 日前までに届け出ること。		法第 18 条の 17	作業の報告	元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。		法第 18 条の 23、施行規則第 16 条の 16
項目	主な実施事項	安衛法関連	大防法関連																																																								
石綿等の使用状況等の通知、記録作成への配慮	発注者は、請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。	規 8																																																									
解体等の作業の条件	発注者は、元請業者に対し、作業基準の順守をさまたげおそれのある条件をつけないように配慮すること。	規 9	法 18 の 16																																																								
事前調査の費用の負担と協力	発注者は元請業者に対し、事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力すること。		法 18 の 15																																																								
事前調査結果と作業計画の説明	元請業者は、事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。		法 18 の 15、規 16 の 6、7																																																								
作業の実施の届出	発注者は、レベル 1、2 の除去作業等について都道府県等に 14 日前までに届け出ること。		法 18 の 17																																																								
作業の報告	元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。		法 18 の 23、規 16 の 15																																																								
項目	主な実施事項	石綿則	大防法																																																								
石綿等の使用状況等の通知、記録作成への配慮	発注者は、請負人に対し建築物等の石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。作業の記録の作成が適切に行われるように配慮すること。	第 8 条																																																									
解体等の作業の条件	発注者は、元請業者に対し、作業基準の順守をさまたげおそれのある条件をつけないように配慮すること。	第 9 条	法第 18 条の 16																																																								
事前調査の費用の負担と協力	発注者は元請業者に対し、事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、事前調査に協力すること。		法第 18 条の 15																																																								
事前調査結果と作業計画の説明	元請業者は、事前調査結果および作業計画について、発注者に対し書面で説明すること。		法第 18 条の 15、施行規則第 16 条の 6、7																																																								
作業の実施の届出	発注者は、レベル 1、2 の除去作業等について都道府県等に 14 日前までに届け出ること。		法第 18 条の 17																																																								
作業の報告	元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に報告すること。		法第 18 条の 23、施行規則第 16 条の 16																																																								
2-86 18行	(ア) 反応槽	<p style="text-align: center;"><u>典型的な箇所は、1990 年頃に製造された反応塔スカート部分の保温材、配管接合部のガスケットやパッキンとなる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>反応槽とは、化学物質の製造過程において、化学反応を行わせる装置のうち、攪拌槽、固定槽、流動槽等の中で反応を起こさせる形式の反応器をさし、石油化学・ファインケミカル等の多岐にわたる用途で使用されている。1990 年頃に製造された反応塔スカート部分の保温材、配管接合部のガスケットやパッキン、マンホール部のガスケット等に石綿含有資材が使われていたケースが多い。</u></p>																																																								
2-87 10行目	(ウ) ボイラー・圧力容器	<p>ボイラーや第一種圧力容器は、使用中に高温・高圧状態となることから、<u>労働安全衛生法及び「ボイラー及び圧力容器安全規則」</u>で規制されている。</p>	<p>ボイラーや第一種圧力容器は、使用中に高温・高圧状態となることから、<u>安衛法及び「ボイラー及び圧力容器安全規則」</u>で規制されている。</p>																																																								

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																								
2-88 18行目	(ウ) ボイラー・圧力容器	なお、 <u>労働安全衛生法施行令</u> で定める小型ボイラーを設置した場合は、「 <u>小型ボイラー設置報告書</u> 」と関連資料を所轄労働基準監督署へ提出する必要がある（落成検査はなし）。	なお、 <u>安衛法施行令</u> で定める小型ボイラーを設置した場合は、「 <u>小型ボイラー設置報告書</u> 」と関連資料を所轄労働基準監督署へ提出する必要がある（落成検査はなし）。																								
2-89 20行目	(エ) 焼却設備	燃焼室の <u>耐火レンガ、断熱レンガに断熱層</u> があり、そこに断熱ボードが詰め込まれていた。	燃焼室と燃焼室出口煙道および燃焼ガス冷却室を耐火レンガ、断熱レンガで構成する箇所には断熱層があり、そこに断熱ボードが詰め込まれていた。																								
2-90 1行目	表 2.25 ごみ処理施設における石綿含有の可能性のある部位と資材	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>資材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼室</td> <td>耐火物（耐火ボード、ヤーンロープなど）</td> </tr> <tr> <td>燃焼室付帯設備</td> <td>点検口パッキン、シール材</td> </tr> <tr> <td>配管、弁</td> <td>保温材、フランジガスケット</td> </tr> <tr> <td>通風設備ダクト</td> <td>フランジガスケット</td> </tr> <tr> <td>壁、柱、はり</td> <td>吹付け石綿</td> </tr> </tbody> </table>	部位	資材	燃焼室	耐火物（耐火ボード、ヤーンロープなど）	燃焼室付帯設備	点検口パッキン、シール材	配管、弁	保温材、フランジガスケット	通風設備ダクト	フランジガスケット	壁、柱、はり	吹付け石綿	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>資材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃焼室、燃焼室出口煙道、燃焼ガス冷却室</td> <td>耐火物（耐火ボード、ヤーンロープなど）</td> </tr> <tr> <td>燃焼室、燃焼室出口煙道および燃焼ガス冷却室の付帯設備</td> <td>点検口パッキン、シール材</td> </tr> <tr> <td>配管、弁</td> <td>保温材、フランジガスケット</td> </tr> <tr> <td>通風設備ダクト</td> <td>フランジガスケット</td> </tr> <tr> <td>壁、柱、はり</td> <td>吹付け石綿</td> </tr> </tbody> </table>	部位	資材	燃焼室、燃焼室出口煙道、燃焼ガス冷却室	耐火物（耐火ボード、ヤーンロープなど）	燃焼室、燃焼室出口煙道および燃焼ガス冷却室の付帯設備	点検口パッキン、シール材	配管、弁	保温材、フランジガスケット	通風設備ダクト	フランジガスケット	壁、柱、はり	吹付け石綿
部位	資材																										
燃焼室	耐火物（耐火ボード、ヤーンロープなど）																										
燃焼室付帯設備	点検口パッキン、シール材																										
配管、弁	保温材、フランジガスケット																										
通風設備ダクト	フランジガスケット																										
壁、柱、はり	吹付け石綿																										
部位	資材																										
燃焼室、燃焼室出口煙道、燃焼ガス冷却室	耐火物（耐火ボード、ヤーンロープなど）																										
燃焼室、燃焼室出口煙道および燃焼ガス冷却室の付帯設備	点検口パッキン、シール材																										
配管、弁	保温材、フランジガスケット																										
通風設備ダクト	フランジガスケット																										
壁、柱、はり	吹付け石綿																										
2-97 32行目	③配管・貯蔵設備	<p><u>配管</u>については、フランジやバルブなどの箇所に、ガスケットやパッキンといった石綿を含有している資材が使用されている可能性がある。また、配管廻りに石綿含有の保温材が施工されている場合もあり、注意して調査すべき対象である。</p> <p>また貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）についても、保温材や断熱材などといった石綿含有資材が施工されている場合もあり、注意をして調査すべき対象設備となっている。</p>	<p><u>配管設備</u>については、フランジやバルブなどの箇所に、ガスケットやパッキンといった石綿を含有している資材が使用されている可能性がある。また、配管廻りに石綿含有の保温材が施工されている場合もあり、注意して調査すべき対象である。</p> <p>また貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）についても、保温材や断熱材などといった石綿含有資材が施工されている場合もあり、注意をして調査すべき対象設備となっている。</p>																								
2-98 10行目	(ア) 煙突	なお、 <u>小規模焼却炉やボイラーの煙突は、建築設備であるため除かれる。</u>	ボイラーの排ガスは、 <u>煙道、煙突を経て屋外に排出される。</u> <u>図 2.86 のようにボイラーの排ガスが煙道及び独立した煙突を経て大気に排出される場合、煙道に当たる配管は特定工作物に該</u>																								

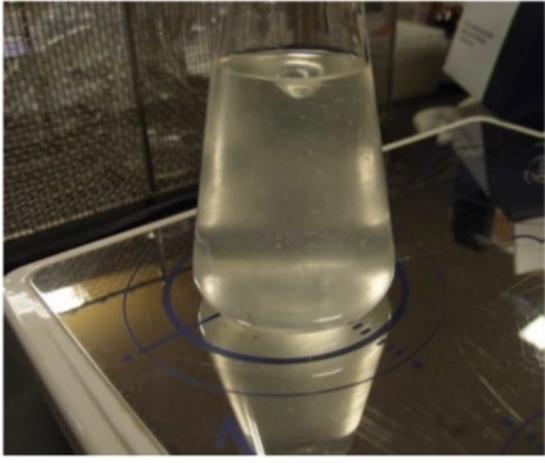
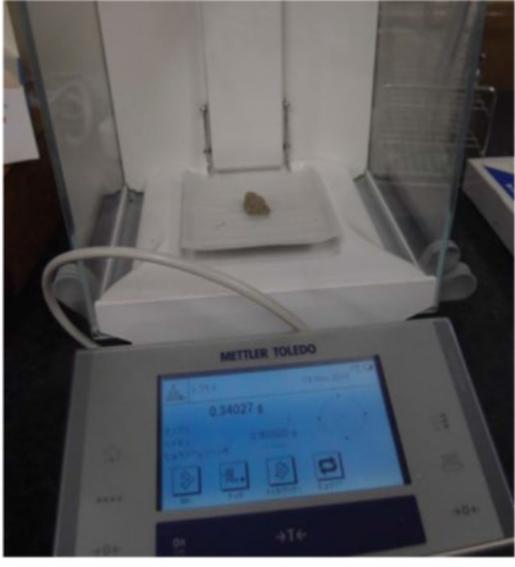
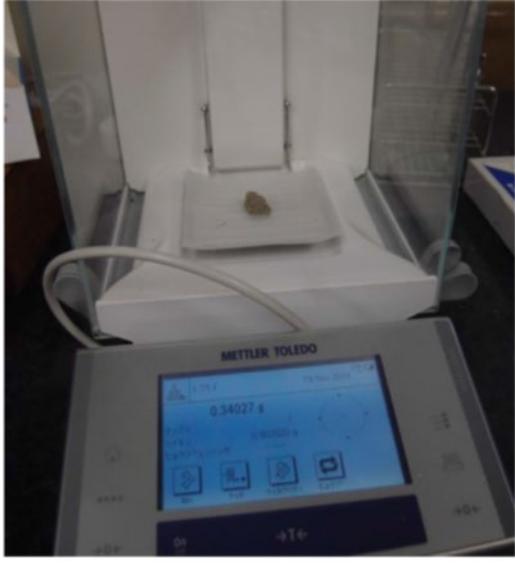
該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
			<p data-bbox="1308 260 2078 435">当する。煙突については、工場の建物の一部として建築物と一体で設置される場合は建築物に、図 2.86 のように地面から独立して設置されている場合は建築物ではなく特定工作物として建築物一体設備等に該当する。</p>  <p data-bbox="1308 1225 2078 1305">図 2.86 ボイラーと独立して地面から設置された煙突（イメージ）</p>

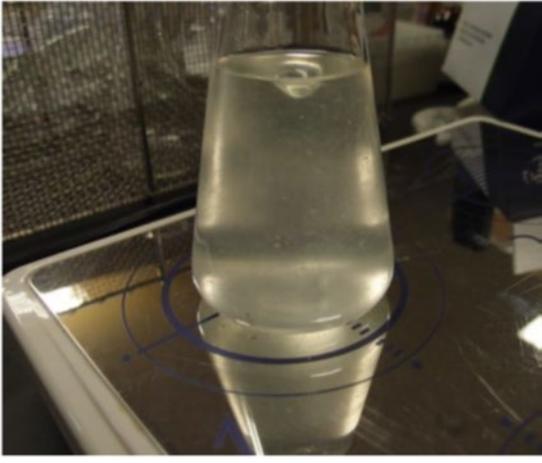
第3講座

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-8 6行目	3.1.3 調査時の 労働安全衛生 管理と安全教 育	※最新内容については、適宜「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月（令和6年2月改正）（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」を参照。	※最新内容については、適宜「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月（令和7年3月訂正事項を反映）」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課）を参照。
3-30 20行目	3.3.2 試料採取 時の留意点	成形板の場合は、同一資材の範囲を正しく決定することが重要である。	成形板の場合は、同一資材の範囲を正しく決定することが重要である。 <u>工場内の複数の長い配管を被覆する保温材や、大規模な焼却設備に使用されている成形板などから試料を採取し分析する場合は、保温材等の布設工事における同一の施工範囲から3箇所以上試料を採取する必要がある。</u>
3-34 6行目	①ガスケット・ パッキン	取り外してから採取する。小型のものであれば、破碎などせず、そのまま全体を試料とする。	取り外してから採取する。小型のものであれば、破碎などせず、そのまま全体を試料とする。 <u>一方、例えば同じ形状のフランジでも使用される温度、圧力によって使用されるガスケットの種類が異なる場合がある。石綿使用禁止の前に取り付けられた複数のフランジがあり、それぞれ同一のガスケットが使用されていると判断する根拠がない場合は、それぞれのガスケットから試料を採取するか、又は全て石綿が含有しているの見なし、グローブバッグを使用してガスケットを除去する必要がある。</u>
3-42 5行目	(1) 分析調査 者の選定	石綿則においては分析調査を行う者についても要件が定められており、2023（令和5）年10月1日から <u>施行される</u> が、事前調	石綿則においては分析調査を行う者についても要件が定められており、2023（令和5）年10月1日から <u>施行されている</u> が、事

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																										
		<p>査の義務を負う元請業者及び事業者は、施行以前に実施する事前調査においても、可能な限りこれらの者に分析調査を依頼することが望ましい。</p>	<p>前調査の義務を負う元請業者及び事業者は、施行以前に実施する事前調査においても、可能な限りこれらの者に分析調査を依頼することが望ましい。</p>																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>3-44 11 行目</p>	<p>図 3.24 試料採取履歴の例</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">試料採取履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">試料採取者の所属・氏名</td> <td colspan="4">(所属) (氏名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">試料採取者の資格</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> 無し </td> </tr> <tr> <td colspan="2">採取箇所等の指示(判断)者の所属・氏名</td> <td colspan="2">(所属)</td> <td colspan="2">(氏名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指示者の資格</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> 無し </td> </tr> <tr> <td colspan="2">採取年月日</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築物等の種類</td> <td colspan="4"> <input type="checkbox"/> 鉄骨構造(S造) <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート構造(RC造) <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート構造(SRC造) <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他 </td> </tr> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">分析対象試料の概要</th> </tr> <tr> <th>試料No.</th> <th>採取年月日</th> <th>試料採取場所と採取部位</th> <th>建材等の種類と名称</th> <th>試料の形状・材質</th> <th>試料の大きさ(容量)</th> </tr> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="6" style="font-size: small;">(その他特記事項)</td> </tr> </tbody> </table>	試料採取履歴						試料採取者の所属・氏名		(所属) (氏名)				試料採取者の資格		<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> 無し				採取箇所等の指示(判断)者の所属・氏名		(所属)		(氏名)		指示者の資格		<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> 無し				採取年月日		年 月 日				建築物等の種類		<input type="checkbox"/> 鉄骨構造(S造) <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート構造(RC造) <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート構造(SRC造) <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他				分析対象試料の概要						試料No.	採取年月日	試料採取場所と採取部位	建材等の種類と名称	試料の形状・材質	試料の大きさ(容量)	1						2						3						4						5						6						7						8						9						10						(その他特記事項)						<p>(新たな図に差し替え)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">試料採取履歴 (例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">試料採取者の所属・氏名</td> <td colspan="2">(所属) (氏名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">試料採取者の資格</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">採取箇所等の指示(判断)者の所属・氏名</td> <td colspan="2">(所属) (氏名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指示者の資格</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">採取年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">工作物の種類</td> </tr> <tr> <td>炉設備</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー <input type="checkbox"/> 圧力容器 <input type="checkbox"/> 焼却設備 </td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 送電設備 </td> </tr> <tr> <td>配管/貯蔵設備</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 高圧配管 <input type="checkbox"/> 下水配管 <input type="checkbox"/> 農業用パイプライン <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 </td> </tr> <tr> <td>設置環境</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> S造内 <input type="checkbox"/> SRC造内 <input type="checkbox"/> RC造内 <input type="checkbox"/> 木造内 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 他 () </td> </tr> <tr> <td>建築物一体設備等</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 観光用エレベーターの昇降路の囲い <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記以外</td> </tr> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">分析対象試料の概要</th> </tr> <tr> <th>試料No.</th> <th>採取年月日</th> <th>試料採取場所と採取部位</th> <th>工作物等の種類</th> <th>試料の形状・材質</th> <th>試料の大きさ(容量)</th> </tr> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="6" style="font-size: small;">(その他特記事項)</td> </tr> </tbody> </table>	試料採取履歴 (例)				試料採取者の所属・氏名		(所属) (氏名)		試料採取者の資格		印		採取箇所等の指示(判断)者の所属・氏名		(所属) (氏名)		指示者の資格		印		採取年月日		年 月 日		工作物の種類				炉設備	<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー <input type="checkbox"/> 圧力容器 <input type="checkbox"/> 焼却設備			電気設備	<input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 送電設備			配管/貯蔵設備	<input type="checkbox"/> 高圧配管 <input type="checkbox"/> 下水配管 <input type="checkbox"/> 農業用パイプライン <input type="checkbox"/> 貯蔵設備			設置環境	<input type="checkbox"/> S造内 <input type="checkbox"/> SRC造内 <input type="checkbox"/> RC造内 <input type="checkbox"/> 木造内 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 他 ()			建築物一体設備等	<input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 観光用エレベーターの昇降路の囲い <input type="checkbox"/> その他 ()			上記以外				分析対象試料の概要						試料No.	採取年月日	試料採取場所と採取部位	工作物等の種類	試料の形状・材質	試料の大きさ(容量)	1						2						3						4						5						6						7						8						9						10						(その他特記事項)					
試料採取履歴																																																																																																																																																																																																																																																													
試料採取者の所属・氏名		(所属) (氏名)																																																																																																																																																																																																																																																											
試料採取者の資格		<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> 無し																																																																																																																																																																																																																																																											
採取箇所等の指示(判断)者の所属・氏名		(所属)		(氏名)																																																																																																																																																																																																																																																									
指示者の資格		<input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> 無し																																																																																																																																																																																																																																																											
採取年月日		年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																											
建築物等の種類		<input type="checkbox"/> 鉄骨構造(S造) <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート構造(RC造) <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート構造(SRC造) <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																																																																																																											
分析対象試料の概要																																																																																																																																																																																																																																																													
試料No.	採取年月日	試料採取場所と採取部位	建材等の種類と名称	試料の形状・材質	試料の大きさ(容量)																																																																																																																																																																																																																																																								
1																																																																																																																																																																																																																																																													
2																																																																																																																																																																																																																																																													
3																																																																																																																																																																																																																																																													
4																																																																																																																																																																																																																																																													
5																																																																																																																																																																																																																																																													
6																																																																																																																																																																																																																																																													
7																																																																																																																																																																																																																																																													
8																																																																																																																																																																																																																																																													
9																																																																																																																																																																																																																																																													
10																																																																																																																																																																																																																																																													
(その他特記事項)																																																																																																																																																																																																																																																													
試料採取履歴 (例)																																																																																																																																																																																																																																																													
試料採取者の所属・氏名		(所属) (氏名)																																																																																																																																																																																																																																																											
試料採取者の資格		印																																																																																																																																																																																																																																																											
採取箇所等の指示(判断)者の所属・氏名		(所属) (氏名)																																																																																																																																																																																																																																																											
指示者の資格		印																																																																																																																																																																																																																																																											
採取年月日		年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																											
工作物の種類																																																																																																																																																																																																																																																													
炉設備	<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー <input type="checkbox"/> 圧力容器 <input type="checkbox"/> 焼却設備																																																																																																																																																																																																																																																												
電気設備	<input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 送電設備																																																																																																																																																																																																																																																												
配管/貯蔵設備	<input type="checkbox"/> 高圧配管 <input type="checkbox"/> 下水配管 <input type="checkbox"/> 農業用パイプライン <input type="checkbox"/> 貯蔵設備																																																																																																																																																																																																																																																												
設置環境	<input type="checkbox"/> S造内 <input type="checkbox"/> SRC造内 <input type="checkbox"/> RC造内 <input type="checkbox"/> 木造内 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 他 ()																																																																																																																																																																																																																																																												
建築物一体設備等	<input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 観光用エレベーターの昇降路の囲い <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																																																																																																																																																																												
上記以外																																																																																																																																																																																																																																																													
分析対象試料の概要																																																																																																																																																																																																																																																													
試料No.	採取年月日	試料採取場所と採取部位	工作物等の種類	試料の形状・材質	試料の大きさ(容量)																																																																																																																																																																																																																																																								
1																																																																																																																																																																																																																																																													
2																																																																																																																																																																																																																																																													
3																																																																																																																																																																																																																																																													
4																																																																																																																																																																																																																																																													
5																																																																																																																																																																																																																																																													
6																																																																																																																																																																																																																																																													
7																																																																																																																																																																																																																																																													
8																																																																																																																																																																																																																																																													
9																																																																																																																																																																																																																																																													
10																																																																																																																																																																																																																																																													
(その他特記事項)																																																																																																																																																																																																																																																													
<p>3-47 14 行目</p>	<p>(1) 石綿分析法の変遷</p>	<p>資材中の石綿含有量の基準値は 5 重量パーセントから 1 重量パーセント、0.1 重量パーセントへと労働安全衛生法施行令の改</p>	<p>資材中の石綿含有量の基準値は 5 重量パーセントから 1 重量パーセント、0.1 重量パーセントへと安衛法施行令の改正に伴い</p>																																																																																																																																																																																																																																																										

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
		正に伴い推移してきた。	推移してきた。
3-50 2行目	(3) 現在の標準分析法の概要	JIS A 1481 (資材製品中のアスベスト含有率測定方法)は、以下の5部構成となっている。	JIS A 1481 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法)は、以下の5部構成となっている。
3-50 9行目	(3) 現在の標準分析法の概要	④ JIS A 1481-4 <u>重量法</u> 及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法 (2016 (平成 28) 年)	④ JIS A 1481-4 <u>質量法</u> 及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法 (2016 (平成 28) 年)
3-50 15行目	(4) 厚生労働省「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」	<u>石綿障害予防規則</u> に基づく事前調査の分析については、これら JIS A 1481 規格群をベースとしつつ、平成 26 年 3 月 31 日基安化発 0331 第 3 号に基づき、厚生労働省「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」に留意することとされている。	<u>石綿則</u> に基づく事前調査の分析については、これら JIS A 1481 規格群をベースとしつつ、平成 26 年 3 月 31 日基安化発 0331 第 3 号に基づき、厚生労働省「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」に留意することとされている。
3-51 1行目	「表 3.6 アスベスト分析マニュアルと JIS A 1481 規格群の対応表」中「第 6 章」「備考」	<u>重量法</u> および偏光顕微鏡を用いたポイントカウンティング法による定量分析方法	<u>質量法</u> および偏光顕微鏡を用いたポイントカウンティング法による定量分析方法

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
3-81 7行目	<p>「図 3.46 試料の精秤」</p> <p>「図 3.47 2mol/L 塩酸中 で15分間攪拌」</p>	 <p>図 3.46 試料の精秤</p> 	<p>(写真を入れ替え)</p>  <p>図 3.46 試料の精秤</p>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
		<p>図 3.47 2mol/L 塩酸中で 15 分間攪拌</p>	 <p>図 3.47 2mol/L 塩酸中で 15 分間攪拌</p>

第4 講座

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-3 5 行目	(2)報告書記 載例	事前調査報告書として図 4.2 に「1.事前調査の概要」、図 4.3 に「2.事前調査の結果」、図 4.4 に「3.石綿含有資材の使用状況」の報告書記載例を示す。	事前調査報告書として図 4.1 に様式例、図 4.2 に「1.事前調査の概要」、図 4.3 に「2.事前調査の結果」、図 4.4 に「3.石綿含有資材の使用状況」の報告書記載例を示す。

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新																																																																																																								
4-4 1行目	図 4.1.調査報告書の例	<div style="text-align: right;">令和〇〇年〇月〇〇日 報告書№. 〇〇〇〇</div> <p style="text-align: center;">株式会社〇〇〇建設 殿</p> <p style="text-align: center;">石綿含有建材有無に関する事前調査等結果報告書</p> <p>貴社より委託を受けたアスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載した通りであることを報告いたします。</p> <p>(会社名) 〇〇〇株式会社 (代表者名) 〇〇 〇〇 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇-〇〇</p> <p>委託業務名: 〇〇〇〇〇アスベスト調査診断業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>調査の種類</td> <td colspan="2">1. 石綿則第3条及び大防法第18条の15に基づく事前調査 2. その他の調査</td> </tr> <tr> <td>調査期間</td> <td colspan="2">令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調査責任者</td> <td>(氏名)</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>(資格名等)</td> <td>特定建築物石綿含有建材調査者 (登録番号) 〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>(所属)</td> <td>〇〇〇〇株式会社 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分析者</td> <td>(氏名)</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>(資格名等)</td> <td>公益社団法人日本作業環境測定協会 Aランク認定分析技術者</td> </tr> <tr> <td>(所属)</td> <td>株式会社〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>施設名</td> <td colspan="2">〇〇〇〇センター</td> </tr> <tr> <td>竣工年</td> <td>竣工昭和62年 改修平成16年</td> <td>文書記録 <input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 竣工図書 <input type="checkbox"/> 維持保全記録等 <input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2">〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇〇 (住居表示)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">対象物件概要</td> <td>分類</td> <td>建築物 〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>〇階建て 延床面積 〇〇〇.〇㎡</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td>RC造・SRC造・RC造</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>木造・その他 ()</td> </tr> <tr> <td>(複数選択可)</td> <td>事務所 工場/倉庫 商業施設 学校/病院 公共施設 店舗 その他の特殊建築物 () 運輸関連施設 戸建住宅 共同住宅</td> </tr> <tr> <td>調査対象材料 (複数選択可)</td> <td colspan="2">全ての建築材料 吹付け材・保温材・断熱材・耐火被覆材・成形板等・仕上塗材・その他 ()</td> </tr> <tr> <td>調査方法 (複数選択可)</td> <td colspan="2">書面調査 現地調査 分析調査</td> </tr> <tr> <td>調査結果</td> <td colspan="2">調査の結果、以下の石綿含有建材が確認された。 ・石綿含有岩綿吸音板 ・石綿含有その他パネルボード ・石綿含有スラグせっこう板 ・石綿含有けい酸カルシウム板第1種 ・石綿含有長尺シート 調査結果の詳細は、特記事項のとおりである</td> </tr> </table>	調査の種類	1. 石綿則第3条及び大防法第18条の15に基づく事前調査 2. その他の調査		調査期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		調査責任者	(氏名)	〇〇 〇〇	(資格名等)	特定建築物石綿含有建材調査者 (登録番号) 〇〇〇〇	(所属)	〇〇〇〇株式会社 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	分析者	(氏名)	〇〇 〇〇	(資格名等)	公益社団法人日本作業環境測定協会 Aランク認定分析技術者	(所属)	株式会社〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	施設名	〇〇〇〇センター		竣工年	竣工昭和62年 改修平成16年	文書記録 <input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 竣工図書 <input type="checkbox"/> 維持保全記録等 <input type="checkbox"/>	所在地	〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇〇 (住居表示)		対象物件概要	分類	建築物 〇〇〇〇〇〇〇〇	規模	〇階建て 延床面積 〇〇〇.〇㎡	建物構造	RC造・SRC造・RC造	用途	木造・その他 ()	(複数選択可)	事務所 工場/倉庫 商業施設 学校/病院 公共施設 店舗 その他の特殊建築物 () 運輸関連施設 戸建住宅 共同住宅	調査対象材料 (複数選択可)	全ての建築材料 吹付け材・保温材・断熱材・耐火被覆材・成形板等・仕上塗材・その他 ()		調査方法 (複数選択可)	書面調査 現地調査 分析調査		調査結果	調査の結果、以下の石綿含有建材が確認された。 ・石綿含有岩綿吸音板 ・石綿含有その他パネルボード ・石綿含有スラグせっこう板 ・石綿含有けい酸カルシウム板第1種 ・石綿含有長尺シート 調査結果の詳細は、特記事項のとおりである		<p>(新たな図に差し替え)</p> <div style="text-align: right;">年 月 日 報告書№.</div> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">工作物石綿含有事前調査に関する調査結果報告書</p> <p>貴社より委託を受けたアスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載したとおりであることを報告いたします。</p> <p>(会社名) (代表者名) (住所)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>調査の種類・目的</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 1. 石綿則第3条に基づく事前調査 <input type="checkbox"/> 2. その他の調査 ()</td> </tr> <tr> <td>調査期間</td> <td>開始日: 年 月 日</td> <td>終了日: 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調査責任者</td> <td>氏名</td> <td>保有資格(1) 登録番号(1)</td> </tr> <tr> <td>保有資格(2)</td> <td>登録番号(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分析者</td> <td>氏名</td> <td>保有資格</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>登録番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">対象物件概要</td> <td colspan="2">調査対象の名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2">場所(住所)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業場名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">連絡先</td> </tr> <tr> <td colspan="2">文書記録 <input type="checkbox"/> 設計図書等 <input type="checkbox"/> 竣工図書等 <input type="checkbox"/> 保全記録等 <input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工作物の分類</td> </tr> <tr> <td colspan="2">炉設備 <input type="checkbox"/> 反応炉 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー <input type="checkbox"/> 圧力容器 <input type="checkbox"/> 焼却設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電気設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 送電設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">配管/貯槽設備 <input type="checkbox"/> 高圧配管 <input type="checkbox"/> 下水配管 <input type="checkbox"/> 農業用パイプライン <input type="checkbox"/> 貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置環境 <input type="checkbox"/> S造内 <input type="checkbox"/> SRC造内 <input type="checkbox"/> RC造内 <input type="checkbox"/> 木造内 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築物一体設備等 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上屋 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 観光用エレベーターの昇降路の囲い <input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外</td> </tr> <tr> <td>調査対象材料 (複数選択可)</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 全ての建築資材 <input type="checkbox"/> 吹付け材 <input type="checkbox"/> 保温材 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 耐火材 <input type="checkbox"/> キャスタブル耐火材 <input type="checkbox"/> 成形板等 <input type="checkbox"/> シール材等 <input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> <tr> <td>調査方法 (複数選択可)</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 書面調査 <input type="checkbox"/> メーカー等の資料・証明書 <input type="checkbox"/> 現場調査 <input type="checkbox"/> 分析調査</td> </tr> <tr> <td>ヒアリング対象者</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 事業者(発注者) <input type="checkbox"/> 維持管理者 <input type="checkbox"/> 工事施行業者 <input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> <tr> <td>調査結果の概要</td> <td colspan="2">対象工作物 [] メーカー名等 []</td> </tr> </table>	調査の種類・目的	<input type="checkbox"/> 1. 石綿則第3条に基づく事前調査 <input type="checkbox"/> 2. その他の調査 ()		調査期間	開始日: 年 月 日	終了日: 年 月 日	調査責任者	氏名	保有資格(1) 登録番号(1)	保有資格(2)	登録番号(2)	分析者	氏名	保有資格	登録番号	登録番号	対象物件概要	調査対象の名称		場所(住所)		事業場名		所在地		連絡先		文書記録 <input type="checkbox"/> 設計図書等 <input type="checkbox"/> 竣工図書等 <input type="checkbox"/> 保全記録等 <input type="checkbox"/> その他 ()		工作物の分類		炉設備 <input type="checkbox"/> 反応炉 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー <input type="checkbox"/> 圧力容器 <input type="checkbox"/> 焼却設備		電気設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 送電設備		配管/貯槽設備 <input type="checkbox"/> 高圧配管 <input type="checkbox"/> 下水配管 <input type="checkbox"/> 農業用パイプライン <input type="checkbox"/> 貯蔵設備		設置環境 <input type="checkbox"/> S造内 <input type="checkbox"/> SRC造内 <input type="checkbox"/> RC造内 <input type="checkbox"/> 木造内 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> その他 ()		建築物一体設備等 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上屋 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 観光用エレベーターの昇降路の囲い <input type="checkbox"/> その他 ()		上記以外		調査対象材料 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 全ての建築資材 <input type="checkbox"/> 吹付け材 <input type="checkbox"/> 保温材 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 耐火材 <input type="checkbox"/> キャスタブル耐火材 <input type="checkbox"/> 成形板等 <input type="checkbox"/> シール材等 <input type="checkbox"/> その他 ()		調査方法 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 書面調査 <input type="checkbox"/> メーカー等の資料・証明書 <input type="checkbox"/> 現場調査 <input type="checkbox"/> 分析調査		ヒアリング対象者	<input type="checkbox"/> 事業者(発注者) <input type="checkbox"/> 維持管理者 <input type="checkbox"/> 工事施行業者 <input type="checkbox"/> その他 ()		調査結果の概要	対象工作物 [] メーカー名等 []	
調査の種類	1. 石綿則第3条及び大防法第18条の15に基づく事前調査 2. その他の調査																																																																																																										
調査期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日																																																																																																										
調査責任者	(氏名)	〇〇 〇〇																																																																																																									
	(資格名等)	特定建築物石綿含有建材調査者 (登録番号) 〇〇〇〇																																																																																																									
	(所属)	〇〇〇〇株式会社 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																																																																																																									
分析者	(氏名)	〇〇 〇〇																																																																																																									
	(資格名等)	公益社団法人日本作業環境測定協会 Aランク認定分析技術者																																																																																																									
	(所属)	株式会社〇〇〇〇 Tel. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																																																																																																									
施設名	〇〇〇〇センター																																																																																																										
竣工年	竣工昭和62年 改修平成16年	文書記録 <input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 竣工図書 <input type="checkbox"/> 維持保全記録等 <input type="checkbox"/>																																																																																																									
所在地	〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇〇 (住居表示)																																																																																																										
対象物件概要	分類	建築物 〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																									
	規模	〇階建て 延床面積 〇〇〇.〇㎡																																																																																																									
	建物構造	RC造・SRC造・RC造																																																																																																									
	用途	木造・その他 ()																																																																																																									
	(複数選択可)	事務所 工場/倉庫 商業施設 学校/病院 公共施設 店舗 その他の特殊建築物 () 運輸関連施設 戸建住宅 共同住宅																																																																																																									
調査対象材料 (複数選択可)	全ての建築材料 吹付け材・保温材・断熱材・耐火被覆材・成形板等・仕上塗材・その他 ()																																																																																																										
調査方法 (複数選択可)	書面調査 現地調査 分析調査																																																																																																										
調査結果	調査の結果、以下の石綿含有建材が確認された。 ・石綿含有岩綿吸音板 ・石綿含有その他パネルボード ・石綿含有スラグせっこう板 ・石綿含有けい酸カルシウム板第1種 ・石綿含有長尺シート 調査結果の詳細は、特記事項のとおりである																																																																																																										
調査の種類・目的	<input type="checkbox"/> 1. 石綿則第3条に基づく事前調査 <input type="checkbox"/> 2. その他の調査 ()																																																																																																										
調査期間	開始日: 年 月 日	終了日: 年 月 日																																																																																																									
調査責任者	氏名	保有資格(1) 登録番号(1)																																																																																																									
	保有資格(2)	登録番号(2)																																																																																																									
分析者	氏名	保有資格																																																																																																									
	登録番号	登録番号																																																																																																									
対象物件概要	調査対象の名称																																																																																																										
	場所(住所)																																																																																																										
	事業場名																																																																																																										
	所在地																																																																																																										
	連絡先																																																																																																										
	文書記録 <input type="checkbox"/> 設計図書等 <input type="checkbox"/> 竣工図書等 <input type="checkbox"/> 保全記録等 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																										
	工作物の分類																																																																																																										
	炉設備 <input type="checkbox"/> 反応炉 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー <input type="checkbox"/> 圧力容器 <input type="checkbox"/> 焼却設備																																																																																																										
	電気設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 送電設備																																																																																																										
	配管/貯槽設備 <input type="checkbox"/> 高圧配管 <input type="checkbox"/> 下水配管 <input type="checkbox"/> 農業用パイプライン <input type="checkbox"/> 貯蔵設備																																																																																																										
設置環境 <input type="checkbox"/> S造内 <input type="checkbox"/> SRC造内 <input type="checkbox"/> RC造内 <input type="checkbox"/> 木造内 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																											
建築物一体設備等 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上屋 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 観光用エレベーターの昇降路の囲い <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																											
上記以外																																																																																																											
調査対象材料 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 全ての建築資材 <input type="checkbox"/> 吹付け材 <input type="checkbox"/> 保温材 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 耐火材 <input type="checkbox"/> キャスタブル耐火材 <input type="checkbox"/> 成形板等 <input type="checkbox"/> シール材等 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																										
調査方法 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 書面調査 <input type="checkbox"/> メーカー等の資料・証明書 <input type="checkbox"/> 現場調査 <input type="checkbox"/> 分析調査																																																																																																										
ヒアリング対象者	<input type="checkbox"/> 事業者(発注者) <input type="checkbox"/> 維持管理者 <input type="checkbox"/> 工事施行業者 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																																										
調査結果の概要	対象工作物 [] メーカー名等 []																																																																																																										

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-4 3行目	「図 4.1」 タイトル	<u>図 4.1. 調査報告書の例</u>	<u>図 4.1 調査報告書の様式例</u>
4-4 4行目	「図 4.1」 出典	出典：厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」	(削除)

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-5 1行目	図 4.2 調査報告書の例「1. 事前調査の概要」	<p>1.事前調査の概要</p> <p>(1)目的 石綿障害予防規則第3条および大気汚染防止法第18条の15に基づく解体工事の事前調査</p> <p>(2)工事の名称 〇〇商事ビル解体工事</p> <p>(3)解体等工事の発注者 氏名(会社名): 〇〇商事株式会社 住所: 東京都足立区〇〇4-5-6</p> <p>(4)調査対象建築物 建物名称: 〇〇商事ビル 所在地: 東京都足立区〇〇4-5-6 新築工事の着工日: 1972年10月15日 (準)防火地域: 防火地域 耐火建築物 構造: 鉄骨造 延床面積(m²): 1600m² 地上階: 8階 地下階: 一 工事面積(m²): 1600m² 用途: 事務所</p> <p>(5)調査者および分析調査者 調査者氏名: 調査 次郎 調査者所属住所: 東京都中央区八丁堀12-13 調査者所属: 株式会社〇〇石綿調査分析 調査者所属連絡先: 03-1234-1234 調査者資格: 一般建築物石綿含有建材調査者 講習機関: 日本環境衛生センター 登録番号: 2201256 分析調査者氏名: 分析 三郎 分析調査者所属: 株式会社〇〇環境分析 分析調査者資格: 日本環境測定分析協会インストラクター</p> <p>(6)調査概要 ①設計図書等文書を確認する方法 使用設計図書: 〇〇商事ビル設計図(1971年) ②製品を特定し、メーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法 事務所およびエレベーターホール天井の石膏ボード(吉野石膏製造、準不燃認定番号第2027号) ③目視により確認する方法 実施日: 2022年3月20日 ④破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所 南西面のアルミカーテンウォール内(裏打ち、取り付け部) ⑤事前調査終了日 2022年4月1日</p>	<p>(新たな図に差し替え)</p> <p>1.事前調査の概要</p> <p>(1)目的 石綿障害予防規則第3条および大気汚染防止法第18条の15に基づく解体工事の事前調査</p> <p>(2)工事の名称 〇〇プラント 炉筒煙管ボイラー・付帯設備改修工事</p> <p>(3)解体等工事の発注者 氏名(会社名): 〇〇株式会社 住所: 東京都足立区〇〇4-5-6</p> <p>(4)調査対象工作物 工作物名称: 〇〇プラント 所在地: 東京都足立区〇〇4-5-6 新築工事の着工日: 1972年10月15日 延床面積(m²): 〇m² 地上階: 8階 地下階: 一 工事面積(m²): 〇m² 用途: ボイラー</p> <p>(5)調査者および分析調査者 調査者氏名: 調査 次郎 調査者所属住所: 東京都中央区八丁堀12-13 調査者所属: 株式会社〇〇石綿調査分析 調査者所属連絡先: 03-1234-1234 調査者資格: 工作物石綿事前調査者 講習機関: 一般財団法人日本環境衛生センター 登録番号: 2201256 分析調査者氏名: 分析 三郎 分析調査者所属: 株式会社〇〇環境分析 分析調査者資格: 日本環境測定分析協会インストラクター</p> <p>(6)調査概要 ①設計図書等文書を確認する方法 使用設計図書: 〇〇プラント設計図(1971年) ②製品を特定し、メーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法 覗き窓用パッキンの石綿ジョイントシート(バルカー #1500) ③目視により確認する方法 実施日: 2025年1月20日 ④破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所 ⑤事前調査終了日 2025年1月30日</p>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-6 最終行	図 4.4 の後		<p><u>調査報告書</u>の一例として、部位・資材ごとに整理した「<u>確認表</u>」を作成し管理するという手法も有効と考えられる。<u>確認表の例</u>として、図 4.5 に一般的な確認表の例、図 4.6 に炉設備の例、図 4.7 に建築物一体設備等の例を示す。</p>

該当頁行 (旧)	該当箇所	旧	新
4-7 31行目	4.3 事前調査 の発注者への 報告	また、調査結果によっては事前調査の発注者に石綿則や <u>大気 汚染防止法</u> に基づく届出等の義務が生じることもある。	また、調査結果によっては事前調査の発注者に石綿則や <u>大防 法</u> に基づく届出等の義務が生じることもある。

以上